

○国立大学法人金沢大学職員給与規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 2 号)

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人金沢大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第3条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の給与については、それぞれ当該各号の規程に定める。

- (1) 年俸制の適用を受ける教員のうち、平成 31 年 3 月 31 日以前に年俸制適用教員として学長が決定した者 国立大学法人金沢大学年俸制適用教員の給与等に関する規程
- (2) 年俸制の適用を受ける教員(第 1 号及び第 5 号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの間において、採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者並びに令和 4 年 6 月 1 日以降に採用され、学長が特に認めた者 国立大学法人金沢大学 2 号年俸制適用教員の給与等に関する規程
- (3) 年俸制の適用を受ける職員(教員を除く。) 国立大学法人金沢大学年俸制適用職員の給与等に関する規程
- (4) 専門業務職員 国立大学法人金沢大学専門業務職員の給与等に関する規程
- (5) 年俸制の適用を受ける教員(第 1 号及び第 2 号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、原則として、令和 4 年 1 月 1 日以降に国立大学法人金沢大学教育職員人事規程第 8 条の規定により学長の承認を得て令和 4 年 4 月 1 日以降に採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者 国立大学法人金沢大学第 3 の年俸制適用教員の給与等に関する規程

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他の法令等の定めるところによる。

第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 職員の本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬として、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 3 職員(就業規則第19条に定める職員(以下「再雇用職員」という。)及び外国人研究員を除く。)の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、共同研究業績手当、高度技術手当、医療体制支援手当、幼児教育体制支援手当、研究代表者等特別手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、オンコール手当、管理職特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当及び勤勉手当とする。
- 4 再雇用職員の諸手当は、管理職手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、本給の調整額、期末手当及び勤勉手当とする。
- 5 外国人研究員の諸手当は、地域手当及び通勤手当とする。
(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当(資格取得手当、専門看護師手当、認定看護師手当、手術部看護業務手当及び国際連携強化教員手当に限る。)、特別拠点手当、共同研究業績手当、高度技術手当、医療体制支援手当、幼児教育体制支援手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額は、その月の月額を原則として毎月17日(以下この項から第3項までにおいて「支給日」という。)に支給する。

- 2 特殊勤務手当(前項に掲げる特殊勤務手当を除く。)、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、オンコール手当及び管理職特別勤務手当は、その月の分を原則として翌月の支給日に支給する。
- 3 支給日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日(その日が休日(就業規則第50条第2号に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、支給日の翌々日)に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日(この項において「支給日」という。)に支給する。支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 5 研究代表者等特別手当は、12月10日(この項において「支給日」という。)に支給する。支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給表の種類及び適用範囲)

第5条 本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表(別表第1(1))
 イ 一般職本給表(一)
 ロ 一般職本給表(二)
- (2) 教育職本給表(別表第1(2))
 イ 教育職本給表(一)
 ロ 教育職本給表(二)
 ハ 教育職本給表(三)

(3) 医療職本給表(別表第1(3))

イ 医療職本給表(一)

ロ 医療職本給表(二)

2 前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。

(1) 第1号イ 事務職員及び技術職員

(2) 第1号ロ 自動車運転手、調理師、動物飼育員、実験助手、作業員及び看護助手等
(第6号及び第7号に掲げる者を除く。)の業務に従事する者

(3) 第2号イ 教授、准教授、講師、助教、助手及び外国人研究員

(4) 第2号ロ 人間社会学域学校教育学類(以下「学校教育学類」という。)附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭

(5) 第2号ハ 学校教育学類附属の幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭

(6) 第3号イ 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科技工士、救急救命士及びその他医療技術職員(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)

(7) 第3号ロ 保健師、助産師、看護師及び准看護師(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)

3 第1項の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

4 再雇用職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者(以下「採用者」という。)の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮し決定するものとする。

2 採用者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別に定める在級期間表等に従い決定するものとする。

3 前項により職務の級が決定された者の号給は、その決定された職務の級の号給が別表第2に掲げる初任給基準表に定められているときは当該号給を、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは別に定める号給を基礎に、職務経験等を考慮して決定する。

4 その他初任給に必要な事項は、別に定める。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達したものは、その者の資格及び職責に応じて、1級上位に昇格することがある。ただし、育児支援等事務職員及び再雇用職員を除く。

2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給の決定については、別に定める。

3 その他昇格に必要な事項は、別に定める。

(降格)

第8条 職員が就業規則第9条の規定により降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させことがある。

- 2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定については、別に定める。
- 3 その他降格に必要な事項は、別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、昇給日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、教育職本給表(一)の適用を受ける者にあっては、原則として直近の教員評価結果に応じて行うものとし、昇給への反映等に関する必要な事項は国立大学法人金沢大学教員評価結果の昇給等への反映に関する規程に定める。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(その職務の級が次の各号に定める級以上である職員(以下「特定職員」という。)にあっては、3号給)とすることを標準として、前項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。
 - (1) 一般職本給表(一)7級
 - (2) 教育職本給表(一)5級
 - (3) 医療職本給表(一)7級
 - (4) 医療職本給表(二)6級
- 3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員及び次項に規定する職員を除く。)に関する前項の適用については、同項中「4号給(その職務の級が次の各号に定める級以上である職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 57歳(教育職本給表(一)の適用を受ける職員は、60歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合又は極めて良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。
- 6 その他昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

第9条の2 前条に規定する昇給の日は、毎年1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第10条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に学長が必要と認める場合には、昇給させることがある。

- 2 その他この条に規定する昇給に必要な事項は、別に定める。

(特別の場合の昇給の時期)

第11条 前条に規定する昇給の時期は次の各号に定める日とする。

- (1) 生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 職員が危篤又は著しい障害の状態となった日
- (2) その他特に学長が必要と認める場合 その都度定める日
(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける者でその職務の級が9級以上であるもの（以下「般（一）9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。）
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあっては、3,500円），前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員になった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお、事実が生じた

日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなつた日(郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。)とする。

- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となつた日、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され又は死亡した日、般(一)9級以上職員以外の職員から般(一)9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある般(一)9級以上職員が般(一)9級以上職員以外の職員となつた場合

- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある教（一）5級職員等が教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係る者がある職員で般（一）9級以上職員以外のものが般（一）9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員以外のものが教（一）5級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職手当）

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額は、別表第5に定める額とする。
- 3 その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（地域手当）

第14条 地域手当は、次の表に掲げる地域に勤務する職員に支給する。

支給地域	支給割合
石川県内	100分の3
東京都のうち特別区	100分の20
愛知県名古屋市	100分の15

- 2 地域手当の月額は、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額(以下この条において「本給等の合計額」という。)に、前項の表に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別に定める支給地域に在勤する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員(以下「公庫等職員」という。)が、その在勤する地域を異にして引き続き職員となった場合(当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた機関が定める支給割合(ただし、その支給割合が6月を超える期間受けていない場合にあっては、当該異動の前日から6月遡った日の前日までの間において受けている最も低い支給割合をいい、当該地域に係る別に定める支給割合を超える場合は、別に定める支給割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合(異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間), 本給等の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に

勤務する地域を異にして異動した場合及び当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた機関において当該機関への異動に伴う異動保障に係る地域手当の支給が 2 年を経過していないこととなる場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定める。

- (1) 当該異動の日から同日以後 1 年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該異動の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

4 その他地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第 14 条の 2 職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定める方法により算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも 60 キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

- (1) 300 キロメートル以上 100 分の 10
- (2) 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から 3 年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 公庫等職員から引き続き職員に採用され、第1項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前3項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
- (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 その他住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤する

ものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額とする。ただし、平均 1 週当たりの勤務日数(日に満たない端数は切り捨てる。)が 5 日未満の職員にあっては、その額に 1 週当たりの勤務日数を 5 で除した割合を乗じて得た額とする。
- イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円
- ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,200 円
- ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 7,100 円
- ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 10,000 円
- ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 12,900 円
- ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 15,800 円
- ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 18,700 円
- チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 21,600 円
- リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 24,400 円
- ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 26,200 円
- ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 28,000 円
- ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 29,800 円
- ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円
- (3) 前項第 3 号に掲げる職員にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額の合計額(その額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のう

ち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額), 第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 第1項第1号又は第1項第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する勤務箇所で通勤のため、当該島への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しない者とした場合における前3項の規定による額

4 通勤手当は、前2項の規定による額を支給単位期間の月数で除した額を1月毎に支給する。

5 この条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる交通機関等又は橋等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は橋等 当該普通交通機関等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は橋等 1箇月

(3) 自動車等 1箇月

6 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第17条 勤務箇所を異にする異動(出向の場合を含む。)又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。)その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

距離区分	加算額
100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	8,000 円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	16,000 円
500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	24,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	32,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	40,000 円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	46,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	52,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	58,000 円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	64,000 円
2,500 キロメートル以上	70,000 円

3 公庫等職員から引き続き職員に採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特別拠点手当)

第18条の2 金沢大学学則第14条第2項に定めるナノ生命科学研究所に所属(併任を含む。)する職員には、業務の国際性及び特殊性に鑑み、ナノ生命科学研究所長(以下この条において「所長」という。)の業績評価に基づき、特別拠点手当を支給することができるものとする。ただし、所長の業績評価は、外部評価委員会の評価を踏まえ、学長が行うものとする。

2 その他特別拠点手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究業績手当)

第18条の3 共同研究業績手当は、金沢大学共同研究取扱規程第3条第1項第2号及び第3号の規定に基づき企業等が負担する共同研究を担当する教員の人事費の額の範囲内で、当該共同研究を担当する教員に支給することができるものとする。

2 その他共同研究業績手当に関し必要な事項は、別に定める。

(高度技術手当)

第18条の4 高度技術手当は、高度な技術を有する者として、金沢大学総合技術部高度技術職員認定制度に関する規程第4条の規定によりエバンジェリスト、マイスター及び高

度技術専門職員（以下「高度技術専門職員等」という。）に認定された技術職員に支給する。

2 高度技術手当の月額は、次の各号に定める額とする。

- (1) エバンジェリスト及びマイスター 本給の月額に 100 分の 14 の割合を乗じて得た額
- (2) 高度技術専門職員

ア 1級 5,000 円

イ 2級 3,000 円

ウ 3級 1,000 円

3 高度技術手当は、高度技術専門職員等に認定された年度に限り支給する。

4 その他高度技術手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（医療体制支援手当）

第 18 条の 5 附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に、当分の間、医療体制支援手当を支給する。

(1) 一般職本給表（一）適用職員のうち、国立大学法人金沢大学職員任免規程別表に規定する医療ソーシャルワーカーの職にある者

(2) 医療職本給表（一）及び医療職本給表（二）適用職員

2 医療体制支援手当の額は、月額 8,000 円とする。

3 その他医療体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（幼児教育体制支援手当）

第 18 条の 6 学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表（三）適用職員に、当分の間、幼児教育体制支援手当を支給する。

2 幼児教育体制支援手当の額は、月額 9,000 円とする。

3 その他幼児教育体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（研究代表者等特別手当）

第 18 条の 7 研究代表者等特別手当は、金沢大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)等の人事費の支出により確保された財源にかかる取扱要項に基づき、研究代表者又は研究分担者である職員(以下「PI 等」という。)が競争的研究費の直接経費から人事費を出し、インセンティブとして当該手当の支給を希望する場合に、当該 PI 等に対し支給する。

2 その他研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（時間外・休日労働手当）

第 19 条 就業規則第 46 条に規定する勤務時間(短時間再雇用職員及び就業規則第 65 条第 2 項に掲げる育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)にあっては当該職員の 1 週間当たりの勤務時間をいい、以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 の支給割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(以下「深夜時間」という。)である場合は、100 分の 150 の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第 13 条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず就業規則第 50 条に規定する休日(以下「休日」という。同規則第 51 条の規定により割り振られた休日及び同規則第 52 条第 1 項に規定する代休日を含む。)において、勤務することを命ぜられた職員には、その勤務(同規則第 51 条の規定により勤務を命じられた場合を除く。)した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100 分の 160 の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第 13 条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。
- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超える勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分(以下「1 日の所定労働時間数」という。)に達するまでの間、及びその勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が就業規則第 46 条に定める時間に達するまでの間の勤務に対しては、前 2 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100 の支給割合(その勤務が深夜である場合は、100 分の 125 の支給割合)を乗じて得た額を支給する。
- 4 前項までに規定する時間外・休日労働手当を支給する勤務の時間(前項に規定する 100 分の 100 の支給割合の対象となった勤務時間を除く。)が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、第 1 項及び前項の支給割合に 100 分の 25 を加算した支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 5 その他時間外・休日労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第 20 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

- 2 その他夜間勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 21 条 第 19 条及び第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当の月額、初任給調整手当の月額、義務教育等教員特別手当の月額、特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の月額、特別拠点手当の月額、高度技術手当の月額、医療体制支援手当の月額及び幼児教育体制支援手当の月額の合計額を 1 月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 19 条及び第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、当該勤務が、第 18 条に規定する特殊勤務手当(ただし、別に定める手当に限る。)を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る勤務 1 時間当たりの手当の額(1 日単位で支給されるものにあっては、その額を 1 日の平均所定労働時間数で除した額)を前項の規定による額に加算した額とする。

- 3 第1項の本給の月額とは、第24条の規定による本給の調整額及び第27条の規定による教職調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。
- 4 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいい、広域異動手当の月額とは、同項の本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。
- 5 第1項の1月の平均所定労働時間数とは、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とし、1時間未満の端数を生じたときは、これを切捨てるものとする。

(オンコール手当)

第22条 オンコール手当は、附属病院に勤務する教育職本給表(一)適用職員、臨床工学技士及び診療放射線技師（以下この条において「医師等」という。）が、夜間又は休日若しくは就業規則別表第3第15号に掲げる夏季一斉休業が実施される日に救急患者等の診療のため、自宅等で待機を命ぜられた場合に支給する。

- 2 オンコール手当の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 教育職本給表(一)適用職員 待機1回につき 15,000円
 - (2) 臨床工学技士及び診療放射線技師 待機1回につき 1,500円(ただし、休日は1,000円)
- 3 オンコール手当には、第19条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、待機を命ぜられた医師等が救急患者等の診療業務に従事した場合、当該従事した時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、オンコール手当の額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。

(管理職特別勤務手当)

第23条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職特別勤務手当の額は、別表第5に掲げる職務区分に応じ、勤務1回につき次に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 第1項に規定する場合

- イ I種適用職員 10,000円
- ロ II種適用職員 8,500円
- ハ III種適用職員 7,000円
- ニ IV種適用職員 6,000円
- ホ V種適用職員 5,000円
- ヘ VI種適用職員 4,500円
- ト VII種適用職員 4,000円

- (2) 第2項に規定する場合
- イ I種適用職員 5,000円
ロ II種適用職員 4,300円
ハ III種適用職員 3,500円
ニ IV種適用職員 3,000円
ホ V種適用職員 2,500円
ヘ VI種適用職員 2,000円
ト VII種適用職員 1,500円

4 その他管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(本給の調整額)

第24条 本給の調整額は、別表第6(1)適用区分表(以下次項において「適用区分表」という。)に掲げる職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第6(2)調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額の100分の4.5を超えるときは、本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 その他本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる部局に所属する教育職本給表(一)の適用を受ける職員で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するものに医師免許又は歯科医師免許(以下「医師免許等」という。)取得後35年以内の期間支給する。

- (1) 医薬保健研究域
- (2) 附属病院
- (3) がん進展制御研究所
- (4) 保健管理センター
- (5) 疾患モデル総合研究センター(アイソトープ総合研究施設に限る。)
- (6) 前号までに掲げる所属以外のうち学長が特に認めた場合

2 初任給調整手当の月額は、医師免許又は歯科医師免許取得後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。ただし、年数の算定については、医師免許等を取得した年を1年目とし、その年の4月1日から起算する。

3 初任給調整手当は、第37条の規定により給与が減額される場合でも減額されない。

(義務教育等教員特別手当)

第26条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する本給表、職務の級及び号給の别に応じて、別表第8に掲げる額とする。ただし、前項に規定する職員のうち幼稚園に勤務する者にあっては、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第8に掲げる額に2分の1を乘じて得た額とする。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。

(教職調整額)

第27条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額は、教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額を支給する。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。
- 4 教職調整額には、第19条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教職調整額の支給を受ける者が、正規の勤務時間を超えて勤務した場合、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、教職調整額の支給額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。
- 6 その他教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第28条及び第29条 削除

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員(第3項に規定する職員を除く。)に対して、それぞれ第4条第2項に定める日に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、次表に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第9(3)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日	職員区分ごとの期別支給割合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員
6月1日	100分の122.5	100分の102.5	100分の68.75
12月1日	100分の122.5	100分の102.5	100分の68.75

*特定幹部職員とは、一般職本給表(一)7級以上、教育職本給表(一)5級及び医療職本給表(二)6級以上で、管理職手当支給細則第2条に規定する職務区分のI種の職員をいう。

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

- イ 就業規則第12条第1項第1号、第3号から第7号、第9号及び第10号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- ロ 就業規則第12条第1項第2号の規定により休職にされている職員
- ハ 就業規則第12条第1項第8号に規定に該当して休職されている職員
- ニ 就業規則第65条により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(年次休暇、特別休暇、病気休暇、業務上傷病休職等は含む。)がない職員
- ホ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当し、出勤停止にされている職員
- ヘ 就業規則第66条の2の規定により休業している職員

(2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員

- イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者
- ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員に限る。)となった者
- ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(ロに掲げる者を除く。)又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等に限る。)

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第20条の規定により解雇された場合(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第72条の規定により懲戒解雇された場合
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
- (4) 第5項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合

- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めことがある。
- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 7 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、第 8 項の処分説明書を受領した日の翌日以降、一時差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合
- 8 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 9 その他期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第 31 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 20 条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員に対して、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、別表第10(1)に定める勤務成績に応じた成績率を乗じた額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職区分に応じて別表第10(2)に定める勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定による勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 第31条第1項に規定する職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(前条に規定する特定幹部職員(以下同じ。)にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額
- (2) 再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
- (1) 基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員
- イ 就業規則第12条に該当する職員(就業規則第12条第1項第1号のうち業務上の事由に起因する場合及び就業規則第12条第1項第3号に該当する者を除く。)
- ロ 就業規則第65条に該当する職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない職員
- ハ 就業規則第72条第2項第3号に該当する職員
- ニ 就業規則第66条の2の規定に該当する職員
- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者
- ロ 第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる者
- 5 前条第4項から第8項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第32条 削除

(休職者の給与)

第33条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第12条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職した場合には、その休職の期間中、これに給

与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職した場合には、その休職期間は給与を支給しない。
- 3 前項の定めにかかわらず、休職期間中の1年以内（就業規則第13条第2項及び第3項の規定により休職期間を通算する場合は、通算した休職期間において1年以内）の期間に限り、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額及び期末手当の100分の80以内を支給することができる。ただし、国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）第66条に定める傷病手当金又は文部科学省共済組合定款第24条に定める傷病手当附加金の支給がある間は、支給しない。
- 4 職員が就業規則第12条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 就業規則第12条第1項第3号に規定する期間については、その休職期間中、給与の全額を支給する。
- 6 就業規則第12条第1項第4号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 7 就業規則第12条第1項第5号又は第9号により休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、第9号の規定に該当して休職した場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給する。
- 8 就業規則第12条第1項第6号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 9 就業規則第12条第1項第8号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 10 職員が休職（前9項の休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、学長が定める。
- 11 第3項、第4項及び第7項の規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 12 第2項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、同条各項の期末手当を支給する。ただし、第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる職員には、支給しない。

（国際機関等への派遣職員の給与）

第34条 就業規則第12条第1項第7号に規定する職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと学長が認めるときは、次の各号に掲げるとおり支給する。

(1) 派遣期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における職員の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の月額の合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)との合計額(以下「報酬等の月額」という。)が、職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当及び配偶者手当の月額の合計額(派遣先機関から住居が無料で貸与されないときは、当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合には、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ、次の表に定める支給割合とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5から100分の9まで	100分の75
100分の10から100分の14まで	100分の80
100分の15から100分の19まで	100分の85
100分の20から100分の24まで	100分の90
100分の25から100分の29まで	100分の95
100分の30以上	100分の100

(2) 前号において、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当、配偶者手当及び住居手当の月額とは、当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をいう。なお、算出に当たっては、在勤基本手当の号の適用に関する規則(昭和62年外務省令第6号)の別表を次の表のとおり読み替えて適用するものとする。

号	一般職(一)	教育職(一)	教育職(二) 教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)
1号	9級以上	5級以上	4級以上	8級以上	6—21以上
2号	7級以上	4—13以上	3—5以上	7級以上 6級以上	6級以上
3号	6級以上	4級以上	3級以上	5級以上	5—5以上
4号	5級以上		2—49以上		5級以上
5号	4級以上	3—5以上	2—41以上	4—5以上	4—9以上
6号	3級以上	3級以上 2—13以上	2—25以上	4級以上 3—5以上	4級以上 3—9以上
7号	2級以上	2級以上	2—9以上	3級以上 2—9以上	3級以上 2—21以上
8号	1級以上		2級以上	2級以上	2級以上

注) 教育職(一)4—13以上とは、4級13号給以上ということを表す。

(3) 第1号の適用に当たって、給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし、この場合における換算は、当該職員の派遣の日の前日の

為替相場によるものとする。ただし、第1号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は、7日前程度までの相場とすることがある。

- (4) 派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は、当該更新の日を派遣の日とみなし、前号により再決定するものとする。
- (5) 第1号又は前号により決定された支給割合は、当該期間中は変更しないものとする。
ただし、特別の事情により変更する必要があると学長が認めるときは、この限りではない。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不適当であると学長が認めるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該職員に本給等のそれぞれ100分の70以内を支給すること又は給与を支給しないことがある。
- 3 派遣職員(前項に規定する職員を除く。)の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当である(第1項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合)ときは、第1項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
- 4 派遣期間中の給与の支払は、あらかじめ職員の指定する者(職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。)に対して支払うことがある。
- 5 第1項及び前項についての申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、必要に応じ関係資料を添付するものとする。
 - イ 派遣職員の職種、氏名、職務の級及び号給並びに扶養親族の数及び続柄等
 - ロ 派遣先の機関の名称及び所在地
 - ハ 派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)
 - ニ 希望する給与の支給率及び申請の理由
 - ホ その他参考となる事項(独立行政法人国際協力機構(JICA)を経由する場合には、その旨を明記すること。)
 - ヘ 給与の支払をあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出
(育児休業等の給与)

第35条 就業規則第65条の規定により育児休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。
- (2) 職員が就業規則第65条の規定により部分休業(以下「育児部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、第37条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本給月額は、その者の受ける本給表の級及び号給に応じた額に、その者の正規の勤務時間を同規則第46条に規定する勤務時間で除して得た数(次の号において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
- (2) 第13条(管理職手当)、第18条の4(高度技術手当)、第24条(本給の調整額)、第25条(初任給調整手当)、の額は、それぞれの規定により得られる額に算出率を乗じて得た額とする。
- (3) 第30条第2項の期末手当基礎額は、前2号を適用しないものとして得られる額とする。
- (4) 第31条第2項の勤勉手当基礎額は、第1号及び第2号を適用しないものとして得られる額とする。

3 その他育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等の給与)

第36条 就業規則第66条の規定により介護休業をする職員の給与については、第37条第1項の規定にかかわらず、介護休業をしている期間給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第30条及び第31条の規定による。

- 2 職員が就業規則第66条の規定により部分休業(以下「介護部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 その他介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、休暇による場合及びその他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額(円位未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項及び第35条第1項第2号並びに前条により給与を減額する場合の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てる。

(本給の半減)

第37条の2 前条の規定にかかわらず、職員が傷病のため療養する必要があり、当該病気休暇等(就業規則第61条第4項第1号から第3号までに掲げる事由による病気休暇を除く。以下同じ。)の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日(1日の勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次頁において同じ。)につき、本給の半額を減ずる。

- 2 傷病が治癒し、同一傷病以外の病気休暇等が引き続いている場合(就業規則第61条第4項から第8項に規定する同一傷病における通算期間について準用する。)においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続く勤務しない期間における病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。
- 3 前2項の規定により、本給の半額が減ぜられた場合における地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額は、当該半減後の額とする。

(日割計算)

第38条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格等により、本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給月額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、地域手当、広域異動手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、特別拠点手当、高度技術手当、医療体制支援手当及び幼児教育体制支援手当の支給について準用する。

(端数計算)

第39条 第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外・休日労働手当又は夜間勤務手当並びに第35条から第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第40条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第41条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法第24条に基づく協定により職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。
- 3 その他給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第42条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第43条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることがある。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年12月2日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 国立大学法人金沢大学職員就業規則の一部を改正する規則(平成 16 年規則第 11 号。以下「改正後の就業規則」という。)附則第 2 項の規定により、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、次のとおり寒冷地手当を支給する。

(1) 寒冷地手当は、次の表に掲げる各年度の基準日(改正後の就業規則附則第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。)における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。ただし、世帯等の区分に変更が生じたときは、平成 16 年 12 月 2 日(以下「旧基準日」という。)以降(改正後の就業規則附則第 3 項の適用を受けた者にあっては、平成 17 年 2 月 28 日以降)に支給された寒冷地手当の額のうち最も低い額の世帯等の区分と変更後の世帯等の区分とを当該変更後の基準日に適用した場合における支給額を比較して低い額の世帯等の区分とする。

年度	世帯等の区分				その他の職員	
	世帯主である職員			扶養親族のない職員		
	扶養親族が 3 人以上ある職員	扶養親族が 1 人又は 2 人ある職員				
平成 16 年度	19,560 円	16,300 円	9,820 円	6,840 円		
平成 17 年度	19,560 円	16,300 円	9,820 円	6,840 円		
平成 18 年度	11,560 円	8,300 円	1,820 円	0 円		
平成 19 年度	5,560 円	2,300 円	0 円	0 円		

(注)

- イ 「職員」とは、改正後の就業規則附則第 2 項に該当する職員(以下「経過措置対象職員」という。)をいう。
- ロ 「扶養親族」とは、第 12 条に規定する扶養親族であって、かつ、同条の規定による届出がなされているものをいう。
- ハ 扶養親族のある世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有するものをいう。
- ニ 扶養親族のない世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有しないが、居住のため、1 世帯を構えているもの又は下宿、寮等の 1 部屋を専用しているものをいう。

(2) 経過措置対象職員が基準日において次のいずれかに該当するときは、前号本文の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。

- イ 月の初日から末日まで本邦外にある者(前号の表に掲げる世帯等の区分において、基準日に「扶養親族が 3 人以上ある職員」又は「扶養親族が 1 人又は 2 人ある職員」に該当する世帯主で当該扶養親族が本邦に居住するものを除く。)
- ロ 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の職員
- ハ 就業規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 10 号までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- ニ 就業規則第 12 条第 1 項第 2 号の規定に該当して休職にされている職員
- ホ 就業規則第 65 条の規定により休業している職員
- ヘ 就業規則第 72 条第 1 項各号のいずれかに該当して出勤停止にされている職員
- ト 教育職員人事規程第 15 条第 1 項の規定により休業している職員

- (3) 基準日に次に掲げる職員には、経過措置対象職員に準じて、それぞれ次に掲げる寒冷地手当額を支給する。
- イ 旧基準日以降、交流職員等から引き続き職員に採用された者のうち、採用直前の機関において改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の適用を受ける地域又は官署(以下「旧寒冷地」という。)に在勤していた者で一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 136 号。以下「改正後の給与法等」という。)附則第 9 項及びそれに相当する規程等の経過措置対象職員となっていた者次に掲げる 1) 及び 2) で算出される寒冷地手当額を比較して最も少なくなる寒冷地手当の額
- 1) 職員が基準日において、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地のうち、旧寒冷地における改正後の給与法等附則第 9 項から第 16 項までに規定する経過措置を適用したとしたならば算出される最も少くなる額
 - 2) 第 1 号の規定により算出される額(世帯等の区分は、旧基準日以降在勤したことのある旧寒冷地で支給されたその者の寒冷地手当の額の最も低い額の世帯等の区分とする。)
- ロ 旧基準日の前日に国立大学法人金沢大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤就業規則」という。)第 2 条に規定する日雇用職員、医員及び医員(研修医)として在職し、旧基準日以降、引き続き職員に採用された者(3 月 30 日に任期満了により退職し、同年 4 月 1 日に採用となった者を含む。) 第 1 号の規定により算出される額(世帯等の区分は、扶養親族のない世帯主又はその他の職員に限る。)
- (4) 就業規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 10 号までの規定に該当して休職にされている経過措置対象職員のうち、給与の支給を受けている者の寒冷地手当の額は、第 1 号の規定による額にその者の本給の支給について用いられた割合を乗じて得た額とする。
- (5) 経過措置対象職員が、次に掲げる場合に該当するときは、当該経過措置対象職員の寒冷地手当の額は、第 1 号に定める額を基準日のある月の現日数から就業規則第 47 条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。
- イ 基準日において第 2 号(イ)から(ト)までに掲げる職員(以下「支給対象外職員」という。)又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員となった場合
- ロ 基準日において支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれかに該当する者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない職員となった場合
- ハ 基準日において前号に該当する職員が、当該基準日の属する月の末日までの間に支給対象外職員となった場合

- ニ 基準日において前号に該当する職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その者の本給の支給について用いられた割合が変更された場合
- 3 前項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員が、基準日の属する月に第19条又は第20条による時間外・休日労働又は夜間勤務を行ったときは、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該寒冷地手当の支給月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52時間を感じたもので除して得た額を加算して、第19条又は第20条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

改正 平成24年7月1日規程第1816号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 切替日の前日において別表第1の各本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、別に定める場合を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けている号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別の定める職員にあっては、別に定める期間)に応じて、別に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え)
- 4 切替日の前日において別表第1の各本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、別に定める。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 6 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(切替日以降に初任給異

動をした職員及び再雇用職員となった者を除く。)には、平成 21 年 11 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(前項の権衡職員)

- 7 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 8 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、本給を支給する。

(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)

- 9 前条の規定による本給を支給される職員に関する第 24 条(本給の調整額)第 2 項、第 26 条(義務教育等教員特別手当)第 2 項及び第 27 条(教職調整額)第 2 項の適用については、各項中「本給月額」とあるのは、「本給月額と平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 6 項から第 8 項までの規定による本給の額との合計額」とする。

(平成 22 年 3 月 31 日までの間における昇給の号給数)

- 10 規程第 9 条に規定する昇給の号給数は、別表第 4 にかかわらず、平成 19 年 1 月 1 日から平成 22 年 1 月 1 日までにあっては、附則別表第 2 に掲げる号給数とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 11 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けたものとみなして第 7 条又は第 8 条の規定を適用する。

(平成 19 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)

- 12 平成 19 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 1」、「100 分の 18」とあるのは「100 分の 13」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 13 この規定の施行の際現に異動に係る改正前の第 14 条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規定による改正前の第 14 条第 1 項に定める支給地域に在勤する者が第 14 条第 4 項に規定する異動をした場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第 14 条の規定の適用については、異動前の支給割合は調整手当の支給割合とする。

附則別表第 1(附則第 2 項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級

	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2(附則第10項関係)

昇給区分		A	B	C	D	E
平成20年1月から平成22年1月まで	特定職員(55歳未満の者)	7	5	2	1	0
	一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	7	5	3	1	0
	55歳以上の職員(一般職(二)本給表適用職員にあっては57歳以上)	3	2	1	0	0
平成19年1月	特定職員	5	3	1	0	0
	特定職員の55歳以上	2	1	0	0	0
				特に良好	良好であると認められない	
	一般職員	5		2	1又は0	
	一般職員の55歳(一般職(二)は57歳)以上	2		0	0	

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
 - 施行日前から引き続き施行日以後同一の職務区分による改正後の第13条の規定による管理職手当を受けることとなる職員のうち、この規程による改正後の管理職手当の額が施行日の前日に受けている額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と施行日の前日に受けている額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

- (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 3 前項の規定は、交流職員等から引き続き職員となった場合で本学と同様の手当を受けていた者について、本学の職員との均衡上必要があると認められる場合に準用する。
- (平成 20 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 4 平成 20 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」に、「100 分の 18」とあるのは「100 分の 14.5」とする。
- (広域異動手当に関する経過措置)
- 5 平成 20 年 3 月 31 日までの間については、給与規程第 14 条の 2 第 1 項第 1 号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」と、同項第 2 号中「100 分の 3」とあるのは「100 分の 2」とする。
- 6 第 14 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 2 日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。
- 7 施行日前から在職する助手のうち、施行日前に第 24 条の規定による大学院研究科に在学する学生の指導(以下この項で「学生の指導」という。)に常時従事することによる本給の調整額を受けていたことのある者で、施行日以後学生の指導に常時従事するものについては、学生の指導を行う助教に準じて本給の調整額を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 19 年 12 月 1 日前に退職した者(同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を除く。)を除く。
- (平成 19 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 19 年 12 月期の勤勉手当は、改正後の規定にかかわらず、第 31 条第 3 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 77.5」に、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 97.5」に、別表第 10(1)アを次の表に読み替えて適用する。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	131.5%	105.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	113%	87.5%
勤務成績が良好な職員	94.5%	74.5%

就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	86%	66%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	56%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	51%	46%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	36%

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成 21 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 16」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 17」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当の期別支給割合は、第 30 条第 2 項表中

6 月 1 日	100 分の 140	100 分の 120	100 分の 75
---------	------------	------------	-----------

を

6 月 1 日	100 分の 125	100 分の 110	100 分の 70
---------	------------	------------	-----------

とする。
- 3 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当の総額は、第 31 条第 3 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。
- 4 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第 10(1)成績率を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員(勤勉手當に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	116%	97%
勤務成績が優秀な職員(勤勉手當に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	99%	79.5%

勤務成績が良好な職員	82%	67%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	76%	61%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	63.5%	52%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による減給処分を受けた職員	45.5%	43%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	27.5%	33.5%

イ 再雇用職員

区分	割合			
	特定幹部職員		その他の職員	
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	45%	55%	35%	45%
勤務成績が良好な職員	40%	50%	30%	40%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	36%	45%	28%	37.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	31%	40%	25.5%	35%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による減給処分を受けた職員	22%	30%	21.5%	30%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	13.5%	20%	17%	25%

附 則

改正 平成 24 年 7 月 1 日規程第 1816 号

(施行期日)

- この規程は、平成 21 年 12 月 1 日(以下「切替日」という。)から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、平成 18 年改正規程第 618 号第 6 項の規定による額に 100 分の 99.76 を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、平成 22 年 11 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
(管理職手当に関する経過措置について)
- 平成 19 年 3 月 31 日前から引き続き同一の職務区分の管理職手当を受ける職員で、その者の受ける管理職手当額が、平成 19 年改正規程第 844 号第 2 項の規定による額に 100 分の 99.76 を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、管理職手当の額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。
(平成 21 年 12 月期の期末手当の取扱いについて)
- 平成 21 年 12 月期の期末手当の取扱いについては、第 30 条第 2 項表中「100 分の 130」とあるのは、「100 分の 125」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 80」とする。
(平成 21 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 5 平成 21 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 95」とする。
- 6 平成 21 年 12 月に支給する再雇用職員以外の職員の勤勉手当の成績率は、別表第 10(1)アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が 100%未満の者を除く。)	129%	97%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が 100%未満の者を除く。)	110.5%	79.5%
勤務成績が良好な職員	92%	67%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	85%	61%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	52%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による減給処分を受けた職員	51%	43%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	33.5%

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

改正 平成 24 年 4 月 1 日規程第 1788 号 平成 24 年 7 月 1 日規程第 1816 号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1(2)イ教育職本給表(一)その 2 及び別表第 5 については、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成 21 年 12 月 1 日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成 24 年 6 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

- (1) 平成 21 年 12 月 1 日において現行の国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第 2 項に掲げる職員であった者((2)において「平成 21 年度減額改定対象職員」という。) 100 分の 99.59
- (2) 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員 100 分の 99.83
- 3 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)の給与等の支給に対する本給の額は、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となつた場合にあっては、特定職員となつた日)以後、当該特定職員の本給月額(当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項によって得られる本給月額)に 100 分の 98.5 を乗じて得られる額とする。

本給表	職務の級
一般職(一)	6 級
教育職(一)	5 級
教育職(二)	4 級
教育職(三)	4 級
医療職(一)	6 級
医療職(二)	6 級

- 4 前項に該当することとなる特定職員に対する管理職手当の額は、別表第 5 に定める額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とする。
- 5 第 3 項の規定が適用される間、第 31 条第 3 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で前項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.0125(特定管理職員にあっては、100 分の 1.3125)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
 (平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読み替え)
- 6 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する第 3 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。
 (平成 22 年 12 月期の期末手当の取扱いについて)
- 7 平成 22 年 12 月期の期末手当の取扱いについては、第 30 条第 2 項表中「100 分の 137.5」とあるのは、「100 分の 135」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 115」とする。
 (平成 22 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 8 平成 22 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 85」とし、附則第 5 項中「100 分の 1.0125」とあるのは「100 分の 0.975」と、「100 分の 1.3125」とあるのは「100 分の 1.275」とする。
- 9 平成 22 年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第 10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	115%	90%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	98.5%	73.5%
勤務成績が良好な職員	82%	62%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	75%	56%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	63%	48%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	45%	40%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	28%	31%

イ 再雇用職員

区分	割合	
	6 月期	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	40%	35%
勤務成績が良好な職員	35%	30%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	32.5%	28%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	25.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	25%	21.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	15%	17%

(平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整)

- 10 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日において昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成 23 年 4 月 1 日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けている本給月額(平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成 26 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 22 年規程第 1480 号)附則第 3 項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を本給として支給する。
 - (1) 平成 21 年 12 月 1 日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 21 年規程第 1370 号)附則第 2 項に掲げる職員であった者 100 分の 99.1
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34
(端数計算)
- 3 前項の規定により本給月額の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(平成 24 年 7 月 1 日における号給の調整)
- 4 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 9 条の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下この項、次項及び第 6 項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成 24 年 7 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給(同日において 30 歳に満たない職員のうち、職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2 号給)上位の号給とする。
(平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整)
- 5 平成 25 年 4 月 1 日において第 2 項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成 24 年 7 月 1 日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとな

る号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

- 6 平成26年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。
- 7 就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、第35条第2項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。
(委任)
- 8 前項までに定めるもののほか、前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けている本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、本給月額のほか、平成26年3月31日におけるその差額に相当する額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を本給として支給する。
 - (1) 平成21年12月1日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第1370号)附則第2項に掲げる職員であった者 100分の99.1
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 26 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 平成 26 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 75」とあるのは、「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 102.5」とする。
- 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	139.5%	114.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	119.5%	94%
勤務成績が良好な職員	99.5%	79.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	91%	72%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	75%	61.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	53.5%	50.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31.5%	39%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	43.5%
勤務成績が良好な職員	37.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	34.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	31.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	26.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20.5%

(一時金の支給)

- この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 26 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規

程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成 27 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から施行する。
(本給の切替えに伴う経過措置について)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給月額に達しないこととなるもの（別に定める者を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22 年規程第 1480 号）附則第 3 項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該本給に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とする。
(前項の権衡職員)
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、本給を支給する。
(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)
- 5 前 3 項の規定による本給を支給される職員に関する第 27 条第 2 項及び第 35 条第 2 項の適用については、「本給月額」とあるのは、「本給月額と前 3 項の規定による本給の額との合計額」とする。
(平成 28 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 6 平成 28 年 3 月 31 日までの間については、第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合中「100 分の 20」とあるのは「100 分の 18.5」と、「100 分の 15」とあるのは「100 分の 14」とする。
(広域異動手当に関する特例)
- 7 切替日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第 14 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用に

については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 8 切替日前に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第14条の2第1項第1号の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(単身赴任手当の経過措置)

- 9 平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、第17条第2項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

(平成27年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 2 平成27年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の80」とあるのは、「100分の85」と、「100分の100」とあるのは、「100分の105」とする。

- 3 平成27年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率 が100%未満の者を除く。)	143%	118%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率 が100%未満の者を除く。)	122.5%	97%
勤務成績が良好な職員	102%	82%
就業規則第73条の規定による訓告 又は厳重注意を受けた職員	93.5%	74%
就業規則第72条第2項第1号の規定 による譴責処分を受けた職員	77%	63.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定 による減給処分を受けた職員	54.5%	52%
就業規則第72条第2項第3号の規定 による出勤停止処分を受けた職員	32.5%	40.5%

イ 再雇用職員

区分	割合
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率 が100%未満の者を除く。)	46.5%

勤務成績が良好な職員	40%
就業規則第 73 条の規定による訓告 又は厳重注意を受けた職員	36.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定 による譴責処分を受けた職員	33.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定 による減給処分を受けた職員	28%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定 による出勤停止処分を受けた職員	22%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 27 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成 28 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(本給の調整額に関する経過措置について)
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における本給の調整額については、別表 6(1)の職員区分⑧の調整数欄中「1」とあるのは「2」と、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間においては「1.75」と、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては「1.5」とする。
(義務教育等教員特別手当に関する経過措置について)
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第 8 を次の表とする。
- (1) 教育職本給表（二）の適用を受ける者

(単位：円)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1~4	3,900	5,000	10,100	13,500
5~8	4,100	5,200	10,400	13,800
9~12	4,200	5,500	10,700	14,100
13~16	4,400	5,800	11,100	14,400
17~20	4,700	6,000	11,400	14,800
21~24	4,900	6,200	11,700	15,100
25~28	5,100	6,600	11,900	15,300
29~32	5,400	7,100	12,200	15,500

33～36	5, 600	7, 400	12, 600	15, 800
37～40	5, 800	7, 700	12, 900	15, 900
41～44	6, 100	8, 300	13, 200	
45～48	6, 300	8, 600	13, 500	
49～52	6, 600	8, 900	13, 700	
53～56	6, 800	9, 600	14, 000	
57～60	7, 000	9, 900	14, 200	
61～64	7, 200	10, 200	14, 400	
65～68	7, 400	10, 500	14, 600	
69～72	7, 700	10, 800	14, 800	
73～76	7, 900	11, 100	14, 900	
77～80	8, 100	11, 400	15, 100	
81～84	8, 200	11, 600		
85～88	8, 400	11, 800		
89～92	8, 500	12, 200		
93～96	8, 700	12, 400		
97～100	8, 800	12, 600		
101～104	9, 000	12, 900		
105～108	9, 100	13, 100		
109～112	9, 200	13, 300		
113～116	9, 200	13, 400		
117～120	9, 400	13, 600		
121～124	9, 500	13, 700		
125～128	9, 600	13, 900		
129～132	9, 700	14, 000		
133～136	9, 800	14, 100		
137～140	9, 900	14, 100		
141～144	9, 900	14, 100		
145～148	10, 100	14, 100		
149～152	10, 200			
153	10, 300			

(2) 教育職本給表（三）の適用を受ける者

(単位：円)

号給＼級	1級	2級	3級	4級
1～4	3, 900	4, 200	8, 400	13, 500
5～8	4, 100	4, 500	8, 800	13, 800
9～12	4, 200	4, 700	9, 100	14, 100
13～16	4, 400	5, 000	9, 800	14, 400
17～20	4, 700	5, 200	10, 100	14, 800
21～24	4, 900	5, 500	10, 400	15, 100
25～28	5, 100	5, 800	10, 700	15, 300

29～32	5,400	6,000	11,100	15,500
33～36	5,600	6,200	11,400	15,800
37～40	5,800	6,600	11,700	15,900
41～44	6,100	7,100	11,900	
45～48	6,300	7,400	12,200	
49～52	6,600	7,700	12,600	
53～56	6,800	8,300	12,900	
57～60	7,000	8,600	13,200	
61～64	7,200	8,900	13,500	
65～68	7,400	9,600	13,700	
69～72	7,700	9,900	14,000	
73～76	7,900	10,200	14,200	
77～80	8,100	10,500	14,400	
81～84	8,200	10,800	14,600	
85～88	8,400	11,100	14,800	
89～92	8,500	11,400	14,900	
93～96	8,700	11,600	15,100	
97～100	8,800	11,800		
101～104	9,000	12,200		
105～108	9,100	12,400		
109～112	9,200	12,600		
113～116	9,200	12,900		
117～120	9,400	13,100		
121～124	9,500	13,300		
125～128	9,600	13,400		
129～132		13,600		
133～136		13,700		
137～140		13,900		
141～144		14,000		
145～157		14,100		

4 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第 8 を次の表とする。

(1) 教育職本給表（二）の適用を受ける者

(単位：円)

号給＼級	1 級	2 級	3 級	4 級
1～4	2,900	3,600	7,400	9,900
5～8	3,000	3,800	7,600	10,100
9～12	3,100	4,100	7,900	10,400
13～16	3,200	4,200	8,100	10,600
17～20	3,400	4,400	8,300	10,800
21～24	3,600	4,600	8,600	11,000

25～28	3,800	4,800	8,700	11,200
29～32	3,900	5,100	9,000	11,300
33～36	4,100	5,400	9,200	11,500
37～40	4,300	5,600	9,400	11,700
41～44	4,500	6,000	9,700	
45～48	4,600	6,300	9,900	
49～52	4,800	6,500	10,100	
53～56	4,900	6,900	10,200	
57～60	5,100	7,200	10,400	
61～64	5,300	7,500	10,600	
65～68	5,400	7,700	10,700	
69～72	5,600	7,900	10,800	
73～76	5,700	8,100	10,900	
77～80	5,900	8,300	11,100	
81～84	6,000	8,500		
85～88	6,100	8,700		
89～92	6,300	8,900		
93～96	6,400	9,100		
97～100	6,500	9,300		
101～104	6,600	9,400		
105～108	6,700	9,600		
109～112	6,700	9,700		
113～116	6,800	9,800		
117～120	6,900	10,000		
121～124	6,900	10,100		
125～128	7,000	10,200		
129～132	7,100	10,200		
133～136	7,200	10,300		
137～140	7,200	10,400		
141～144	7,300	10,400		
145～148	7,400	10,400		
149～153	7,500			

(2) 教育職本給表（三）の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1～4	2,900	3,100	6,200	9,900
5～8	3,000	3,300	6,400	10,100
9～12	3,100	3,500	6,700	10,400
13～16	3,200	3,600	7,100	10,600
17～20	3,400	3,800	7,400	10,800
21～24	3,600	4,100	7,600	11,000

25～28	3,800	4,200	7,900	11,200
29～32	3,900	4,400	8,100	11,300
33～36	4,100	4,600	8,300	11,500
37～40	4,300	4,800	8,600	11,700
41～44	4,500	5,100	8,700	
45～48	4,600	5,400	9,000	
49～52	4,800	5,600	9,200	
53～56	4,900	6,000	9,400	
57～60	5,100	6,300	9,700	
61～64	5,300	6,500	9,900	
65～68	5,400	6,900	10,100	
69～72	5,600	7,200	10,200	
73～76	5,700	7,500	10,400	
77～80	5,900	7,700	10,600	
81～84	6,000	7,900	10,700	
85～88	6,100	8,100	10,800	
89～92	6,300	8,300	10,900	
93～96	6,400	8,500	11,100	
97～100	6,500	8,700		
101～104	6,600	8,900		
105～108	6,700	9,100		
109～112	6,700	9,300		
113～116	6,800	9,400		
117～120	6,900	9,600		
121～124	6,900	9,700		
125～128	7,000	9,800		
129～132		10,000		
133～136		10,100		
137～144		10,200		
145～148		10,300		
149～157		10,400		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。
(平成28年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成28年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の85」とあるのは、「100分の90」と、「100分の105」とあるのは、「100分の110」と、「100分の40」とあるのは、「100分の42.5」とする。
- 3 平成28年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。
ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	150%	125%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	128.5%	103%
勤務成績が良好な職員	107%	87%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	98%	78.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	81%	67%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	57.5%	55%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	34%	43%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	47.5%
勤務成績が良好な職員	41%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	37.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	34.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	29%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成28年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、平成28年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成29年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 12 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 12 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項の規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級の者（以下「教（一）5 級職員等」という。）にあっては、3,500 円），前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいる場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円），同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、第 5 項中「扶養親族（般（一）9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9 級以上職員から般（一）9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（般（一）9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般（一）9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」と、第 6 項中「扶養親族（般

(一) 9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般(一)9級以上職員以外の職員から般(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となつた日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者(以下「教(一)5級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至

った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般(一)9級以上職員以外の職員から般(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級」とあるのは「一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上」と、「教(一)5級職員等」とあるのは「般(一)8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び般(一)9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般(一)9級以上職員から般(一)9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般(一)9級以上職員以外の職員から般(一)9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般(一)9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親

族(般(一)9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「教(一)5級職員等が教(一)5級職員等及び般(一)9級以上職員」とあるのは「般(一)8級以上職員等が般(一)8級以上職員等」と、同項第6号中「教(一)5級職員等及び般(一)9級以上職員」とあるのは「般(一)8級以上職員等」と、「が教(一)5級職員等」とあるのは「が般(一)8級以上職員等」とする。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 5 第33条第2項及び第3項の規定は、この規程の施行日の前日に、就業規則第12条第1項第1号により休職とされた職員及び特定病気休暇中である職員(引き続く病気休職の期間を含む)の引き続くその期間については、適用しない。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条、第18条の2及び第21条の改正規定は平成29年10月6日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第38条の改正規程は平成29年10月6日から適用する。
(平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」と、「100分の110」とあるのは、「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。
- 3 平成29年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	134.5%	109%
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35.5%	45.5%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	50.5%
勤務成績が良好な職員	43.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	40%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	36.5%
就業規則第72条第2項2号の規定による減給処分を受けた職員	30.5%
就業規則第72条第2項3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	24%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成29年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規定を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、平成29年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成30年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。
(平成30年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成30年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の92.5」とあるのは、「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは、「100分の115」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。
- 3 平成30年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が10	134.5%	109%

0%未満の者を除く。)		
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35.5%	45.5%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12ヶ月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	53.5%
勤務成績が良好な職員	46%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	42.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	38.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	32.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	25.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、平成30年6月期については旧規程の定めによるものとし、12ヶ月期については前2項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成31年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 第15条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員

であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員（本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額（以下「旧手当額」という。））から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
(令和元年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 3 令和元年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは、「100分の117.5」とする。
- 4 令和元年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	160.5%	136%
勤務成績が優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	137.5%	112%
勤務成績が良好な職員	114.5%	94.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	100%	81%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	82.5%	69%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	59%	56.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35%	44%

（一時金の支給）

- 5 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成31年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に第15条の改正を除く新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、令和元年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。
- 6 前項の規定については、令和2年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
(令和2年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和2年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
(令和4年6月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和4年6月期の期末手当の取扱いについては、学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表（三）適用教員にあっては、第30条第2項表中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
(令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の100」とあるのは、「100分の105」と、「100分の120」とあるのは、「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは、「100分の50」とする。
- 3 令和4年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	169.5%	145.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12ヶ月
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	56%
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和4年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあっては、令和4年6月期については旧規程の定めによるものとし、12ヶ月期については前2項の定めによるものとする。

- 5 前項の規定については、令和5年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いで他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行し、令和5年3月31日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。
(令和5年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和5年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表12月1日の項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは、「100分の105」と、「100分の68.75」とあるのは、「100分の70」とする。
(令和5年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 3 令和5年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」と、「100分の48.75」とあるのは、「100分の50」とする。
- 4 令和5年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割 合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	169.5%	145.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区 分	割 合
	12月期

勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	56%
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- 5 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和5年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率にあっては、令和5年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前3項の定めによるものとする。
- 6 前項の規定については、令和6年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

別表第1(第5条関係)

本給表

- (1) 一般職本給表
イ 一般職本給表(一)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500

15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100	439, 300	500, 300	554, 800
16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400	441, 200	502, 600	555, 900
17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200	443, 000	504, 600	557, 200
18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100	444, 800	506, 000	558, 200
19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000	446, 600	507, 500	559, 100
20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800	448, 300	508, 900	560, 000
21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600	450, 100	510, 100	560, 900
22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400	451, 600	511, 500	
23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200	453, 000	513, 000	
24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000	454, 500	514, 500	
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600	455, 900	515, 600	
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100	457, 200	516, 700	
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600	458, 500	517, 900	
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100	459, 700	519, 100	
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600	460, 700	520, 100	
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900	461, 400	521, 000	
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200	462, 200	521, 900	
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400	462, 900	522, 800	
33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600	463, 600	523, 600	
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900	464, 400	524, 500	
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200	465, 100	525, 200	
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400	465, 700	525, 700	
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600	466, 200	526, 400	
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400	466, 800	527, 000	
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200	467, 400	527, 800	
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000	468, 000	528, 400	
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600	468, 500	528, 900	
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300	469, 000		
43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000	469, 400		
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700	469, 700		
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500	470, 000		
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300			
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700			
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400			
49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900			
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300			
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700			
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100			
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500			
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900			
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300			

56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600				
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900				
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300				
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600				
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900				
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200				
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300					
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600					
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900					
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200					
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500					
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800					
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100					
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300					
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600					
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900					
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100					
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300					
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600					
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900					
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100					
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300					
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600					
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900					
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100					
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300					
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600					
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900					
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100					
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300					
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300						
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600						
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800						
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000						
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300						
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600						
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800						
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000						
94		295, 900	343, 600								
95		296, 200	344, 100								
96		296, 600	344, 500								

97		296, 800	344, 700								
98		297, 100	345, 100								
99		297, 500	345, 500								
100		297, 900	345, 800								
101		298, 100	346, 100								
102		298, 400	346, 500								
103		298, 800	346, 900								
104		299, 100	347, 300								
105		299, 300	347, 800								
106		299, 600	348, 200								
107		300, 000	348, 600								
108		300, 300	349, 000								
109		300, 500	349, 500								
110		300, 900	349, 900								
111		301, 300	350, 200								
112		301, 600	350, 500								
113		301, 800	351, 000								
114		302, 000									
115		302, 300									
116		302, 700									
117		302, 900									
118		303, 100									
119		303, 400									
120		303, 700									
121		304, 100									
122		304, 300									
123		304, 600									
124		304, 900									
125		305, 200									
再雇用	188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200	442, 400	522, 800	

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 一般職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	147, 100	200, 200	219, 900	260, 200	285, 500
2	148, 100	201, 200	221, 000	261, 400	287, 300
3	149, 100	202, 200	221, 900	262, 400	288, 900
4	150, 100	203, 000	222, 800	263, 500	290, 500
5	151, 200	203, 700	223, 800	264, 200	292, 100
6	152, 300	205, 200	225, 100	265, 200	293, 400
7	153, 400	206, 500	226, 300	266, 100	294, 500
8	154, 400	207, 600	227, 400	267, 000	295, 700

9	155, 300	208, 900	228, 700	267, 600	296, 900
10	156, 400	209, 600	230, 300	268, 300	298, 600
11	157, 500	210, 400	231, 800	269, 100	300, 300
12	158, 600	211, 100	233, 000	269, 900	301, 800
13	159, 500	212, 200	234, 100	270, 700	303, 100
14	160, 600	213, 100	235, 300	271, 500	304, 600
15	161, 800	214, 000	236, 500	272, 300	306, 000
16	162, 900	214, 800	237, 400	273, 100	307, 300
17	164, 000	215, 700	238, 000	273, 800	308, 800
18	165, 400	216, 700	238, 400	274, 800	310, 300
19	166, 700	217, 600	238, 800	275, 700	311, 900
20	167, 900	218, 500	239, 300	276, 500	313, 500
21	169, 000	219, 200	239, 800	277, 400	314, 500
22	170, 200	220, 000	241, 100	278, 000	315, 900
23	171, 400	220, 800	242, 300	278, 700	317, 200
24	172, 600	221, 400	243, 200	279, 400	318, 500
25	173, 700	222, 100	244, 300	279, 900	319, 600
26	175, 200	222, 600	245, 500	280, 600	321, 000
27	176, 700	223, 000	246, 700	281, 400	322, 400
28	178, 200	223, 500	247, 900	282, 100	323, 800
29	179, 600	224, 100	248, 700	282, 900	325, 300
30	181, 000	225, 100	249, 800	283, 800	326, 500
31	182, 500	226, 000	251, 000	284, 600	327, 800
32	184, 000	226, 600	252, 100	285, 400	329, 000
33	185, 400	227, 100	253, 200	286, 100	330, 000
34	187, 100	228, 100	254, 100	287, 000	330, 900
35	188, 800	229, 100	255, 000	287, 900	332, 000
36	190, 500	230, 100	256, 000	288, 800	333, 100
37	192, 200	230, 600	257, 000	289, 400	334, 200
38	193, 300	231, 700	257, 800	290, 200	335, 200
39	194, 700	232, 800	258, 600	291, 000	336, 200
40	195, 800	233, 800	259, 500	291, 800	337, 200
41	196, 800	234, 500	260, 400	292, 400	338, 100
42	198, 200	235, 500	261, 300	293, 400	339, 000
43	199, 400	236, 400	262, 200	294, 400	339, 900
44	200, 600	237, 200	263, 200	295, 300	340, 800
45	202, 100	238, 000	263, 800	296, 000	341, 700
46	203, 100	238, 800	264, 700	296, 900	342, 700
47	204, 000	239, 500	265, 700	297, 800	343, 700
48	205, 100	240, 100	266, 600	298, 600	344, 600
49	206, 200	240, 700	267, 600	299, 200	345, 500

50	207, 200	241, 600	268, 400	299, 800	346, 400
51	208, 100	242, 500	269, 200	300, 400	347, 300
52	209, 100	243, 300	269, 900	301, 100	348, 100
53	210, 200	244, 200	270, 500	301, 700	348, 900
54	211, 200	245, 100	271, 300	302, 500	349, 700
55	212, 100	245, 700	272, 100	303, 200	350, 500
56	213, 000	246, 400	272, 900	303, 900	351, 200
57	213, 900	247, 200	273, 500	304, 500	351, 900
58	214, 500	247, 900	274, 400	305, 200	352, 700
59	215, 200	248, 600	275, 300	305, 900	353, 500
60	216, 000	249, 200	276, 200	306, 500	354, 100
61	216, 800	249, 800	277, 100	307, 100	354, 800
62	217, 300	250, 600	278, 100	307, 800	355, 500
63	217, 800	251, 400	278, 900	308, 500	356, 200
64	218, 300	252, 000	279, 800	309, 100	356, 900
65	218, 800	252, 600	280, 600	309, 600	357, 500
66	219, 400	253, 100	281, 400	310, 100	358, 000
67	220, 000	253, 500	282, 200	310, 700	358, 500
68	220, 500	253, 900	282, 900	311, 300	359, 000
69	220, 800	254, 600	283, 500	311, 900	359, 400
70	221, 100	255, 100	284, 300	312, 300	
71	221, 400	255, 500	285, 100	312, 800	
72	221, 700	255, 800	285, 800	313, 300	
73	221, 900	256, 000	286, 500	313, 600	
74	222, 300	256, 300	287, 200	314, 100	
75	222, 600	256, 700	287, 900	314, 600	
76	223, 000	257, 100	288, 700	315, 000	
77	223, 200	257, 400	289, 200	315, 200	
78	223, 700	257, 800	289, 700	315, 500	
79	224, 000	258, 200	290, 100	315, 800	
80	224, 300	258, 600	290, 500	316, 100	
81	224, 600	258, 900	290, 900	316, 400	
82	224, 900	259, 200	291, 300	316, 700	
83	225, 200	259, 500	291, 800	317, 000	
84	225, 500	259, 700	292, 300	317, 300	
85	225, 800	259, 900	292, 600	317, 500	
86	226, 100	260, 100	293, 100	317, 900	
87	226, 400	260, 400	293, 700	318, 200	
88	226, 700	260, 700	294, 200	318, 400	
89	227, 000	260, 900	294, 500	318, 600	
90	227, 400	261, 100	295, 000	318, 900	

91	227, 700	261, 400	295, 500	319, 200	
92	228, 000	261, 600	295, 800	319, 500	
93	228, 200	261, 900	296, 200	319, 700	
94	228, 500	262, 200	296, 700	320, 000	
95	228, 800	262, 500	297, 200	320, 300	
96	229, 100	262, 700	297, 700	320, 500	
97	229, 300	262, 900	298, 000	320, 700	
98	229, 600	263, 200	298, 400	321, 000	
99	229, 800	263, 400	298, 900	321, 300	
100	230, 100	263, 700	299, 400	321, 500	
101	230, 400	264, 000	299, 800	321, 700	
102	230, 600	264, 200	300, 200		
103	230, 900	264, 500	300, 500		
104	231, 200	264, 800	300, 800		
105	231, 500	265, 000	301, 100		
106	232, 000	265, 200	301, 500		
107	232, 300	265, 500	301, 900		
108	232, 600	265, 700	302, 300		
109	232, 800	266, 000	302, 600		
110	233, 200	266, 300	303, 000		
111	233, 600	266, 600	303, 400		
112	233, 900	266, 800	303, 700		
113	234, 100	267, 000	303, 900		
114	234, 600	267, 300	304, 200		
115	235, 100	267, 500	304, 500		
116	235, 600	267, 700	304, 700		
117	235, 900	268, 000	304, 900		
118	236, 300	268, 300	305, 200		
119	236, 700	268, 600	305, 500		
120	237, 000	268, 900	305, 700		
121	237, 400	269, 100	305, 900		
122		269, 300	306, 200		
123		269, 600	306, 500		
124		269, 900	306, 700		
125		270, 100	306, 900		
126		270, 300	307, 200		
127		270, 600	307, 500		
128		270, 900	307, 700		
129		271, 100	307, 900		
130		271, 300	308, 200		
131		271, 600	308, 500		

132		271, 900	308, 700		
133		272, 100	308, 900		
134		272, 300			
135		272, 600			
136		272, 900			
137		273, 100			
再雇用職員	194, 600	205, 700	224, 200	245, 000	275, 700

備考 自動車運転手、調理師、動物飼育員、実験助手、作業員及び看護助手の業務に従事する者に適用する。

(2) 教育職本給表

イ 教育職本給表(一)その1

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	190, 900	233, 100	290, 700	335, 600	410, 200
2	193, 000	235, 400	293, 300	338, 500	412, 500
3	195, 100	237, 600	295, 700	341, 500	414, 600
4	197, 100	239, 600	298, 000	344, 500	416, 700
5	199, 000	241, 700	300, 300	347, 400	418, 600
6	201, 400	243, 400	302, 600	349, 800	421, 000
7	203, 900	245, 100	304, 700	352, 300	423, 200
8	206, 300	246, 900	306, 900	354, 700	425, 500
9	208, 700	249, 000	309, 200	357, 200	427, 200
10	211, 100	251, 300	311, 600	359, 800	429, 700
11	213, 500	253, 600	314, 000	362, 400	431, 900
12	215, 800	255, 600	316, 400	365, 200	434, 100
13	217, 900	257, 700	318, 700	367, 800	435, 500
14	219, 800	260, 100	320, 700	369, 500	437, 700
15	221, 500	262, 400	322, 700	371, 700	439, 900
16	223, 300	264, 700	324, 400	373, 900	442, 200
17	225, 300	266, 600	326, 400	375, 600	444, 300
18	226, 700	269, 400	328, 200	377, 600	446, 600
19	228, 000	272, 200	330, 000	379, 600	448, 800
20	229, 400	274, 900	331, 700	381, 400	451, 100
21	230, 900	277, 600	333, 100	383, 200	453, 100
22	232, 700	280, 200	335, 500	384, 700	455, 400
23	234, 500	282, 700	337, 600	385, 900	457, 800
24	236, 100	285, 100	339, 800	387, 100	460, 100
25	237, 900	287, 500	341, 600	388, 200	462, 100
26	240, 000	290, 000	343, 500	389, 900	464, 200
27	242, 000	292, 400	345, 600	391, 600	466, 300
28	244, 000	294, 900	347, 700	393, 300	468, 400
29	245, 800	297, 300	349, 600	395, 000	470, 400

30	247, 700	299, 600	351, 500	396, 600	472, 700
31	249, 700	301, 800	353, 300	398, 000	474, 900
32	251, 700	304, 000	355, 000	399, 300	476, 800
33	253, 600	306, 200	356, 900	400, 900	478, 700
34	255, 000	308, 400	358, 500	402, 500	480, 800
35	256, 300	310, 900	360, 000	404, 000	483, 000
36	257, 600	313, 100	361, 400	405, 700	485, 000
37	258, 900	315, 400	362, 800	406, 800	487, 100
38	260, 200	316, 700	364, 800	408, 300	489, 100
39	261, 500	318, 300	366, 700	409, 800	491, 000
40	262, 900	319, 700	368, 400	411, 000	492, 900
41	264, 600	321, 100	370, 100	411, 900	494, 900
42	266, 200	321, 500	371, 900	413, 500	496, 800
43	267, 600	321, 900	373, 500	415, 000	498, 500
44	269, 000	322, 300	374, 900	416, 600	500, 400
45	270, 200	322, 900	376, 600	417, 900	502, 300
46	271, 700	323, 400	378, 300	419, 400	504, 100
47	273, 300	324, 200	379, 800	420, 800	505, 900
48	274, 600	325, 000	381, 300	422, 300	507, 700
49	275, 700	325, 600	382, 800	423, 600	509, 400
50	276, 200	326, 300	384, 400	424, 800	511, 100
51	276, 600	327, 000	385, 900	426, 100	512, 900
52	277, 200	327, 700	387, 500	427, 300	514, 800
53	277, 600	328, 700	388, 600	428, 000	516, 300
54	278, 000	329, 400	390, 100	428, 900	517, 900
55	278, 300	329, 800	391, 500	429, 800	519, 600
56	278, 700	330, 400	393, 100	430, 700	521, 200
57	279, 100	330, 800	394, 400	431, 500	522, 800
58	279, 900	331, 500	395, 800	432, 400	524, 100
59	280, 700	332, 200	397, 100	433, 300	525, 400
60	281, 500	332, 800	398, 400	434, 100	526, 600
61	282, 200	333, 500	399, 600	434, 800	527, 800
62	283, 100	334, 400	401, 000	435, 700	528, 800
63	283, 900	335, 300	402, 400	436, 700	529, 800
64	284, 700	336, 100	403, 800	437, 600	530, 800
65	285, 400	336, 800	404, 800	438, 500	531, 400
66	286, 000	337, 800	405, 900	439, 400	532, 300
67	286, 800	338, 500	406, 900	440, 400	533, 200
68	287, 500	339, 500	408, 000	441, 300	534, 100
69	287, 900	340, 100	408, 900	442, 300	535, 000
70	288, 600	341, 000	409, 700	443, 300	535, 800

71	289, 300	341, 900	410, 500	444, 200	536, 500
72	290, 000	342, 800	411, 200	445, 200	537, 000
73	290, 700	343, 100	411, 900	446, 200	537, 700
74	291, 600	344, 100	412, 800	447, 100	538, 200
75	292, 500	345, 100	413, 600	448, 000	539, 000
76	293, 300	346, 100	414, 300	449, 000	539, 600
77	293, 800	347, 100	414, 900	449, 800	540, 100
78	294, 700	348, 000	415, 400	450, 300	540, 700
79	295, 600	348, 900	415, 800	451, 000	541, 300
80	296, 400	349, 800	416, 200	451, 600	541, 900
81	297, 200	350, 700	416, 500	452, 400	542, 500
82	298, 100	351, 600	416, 900	453, 100	
83	298, 900	352, 500	417, 200	453, 400	
84	299, 700	353, 400	417, 600	454, 000	
85	300, 200	354, 000	417, 900	454, 400	
86	301, 000	354, 600	418, 300	454, 800	
87	301, 800	355, 200	418, 700	455, 200	
88	302, 600	355, 800	419, 100	455, 500	
89	303, 200	356, 300	419, 400	455, 800	
90	303, 800	356, 700	419, 800	456, 200	
91	304, 400	357, 100	420, 200	456, 600	
92	305, 000	357, 500	420, 500	456, 900	
93	305, 600	357, 900	420, 800	457, 200	
94	306, 200	358, 300	421, 200	457, 600	
95	306, 800	358, 800	421, 500	457, 900	
96	307, 400	359, 200	421, 800	458, 200	
97	307, 900	359, 800	422, 100	458, 500	
98	308, 500	360, 300	422, 500	458, 900	
99	309, 100	360, 700	422, 800	459, 200	
100	309, 700	361, 200	423, 100	459, 500	
101	310, 000	361, 600	423, 400	459, 800	
102	310, 300	362, 100	423, 800		
103	310, 600	362, 400	424, 100		
104	310, 900	362, 800	424, 400		
105	311, 200	363, 300	424, 700		
106	311, 500	363, 700	425, 000		
107	311, 800	364, 200	425, 300		
108	312, 000	364, 700	425, 600		
109	312, 400	365, 100	425, 900		
110	312, 700	365, 600	426, 200		
111	313, 100	366, 100	426, 500		

112	313, 500	366, 500	426, 800		
113	313, 800	366, 900	427, 100		
114	314, 200	367, 300	427, 400		
115	314, 500	367, 800	427, 700		
116	314, 800	368, 200	428, 000		
117	315, 000	368, 600	428, 200		
118	315, 300	369, 000			
119	315, 700	369, 500			
120	316, 100	369, 900			
121	316, 300	370, 200			
122	316, 600	370, 600			
123	317, 000	371, 100			
124	317, 400	371, 400			
125	317, 600	371, 800			
126	317, 800	372, 300			
127	318, 100	372, 800			
128	318, 500	373, 200			
129	318, 700	373, 600			
130	319, 000	374, 100			
131	319, 400	374, 600			
132	319, 600	375, 100			
133	319, 800	375, 600			
134	320, 100	376, 100			
135	320, 500	376, 600			
136	320, 700	377, 100			
137	320, 900	377, 600			
138	321, 100	378, 100			
139	321, 300	378, 600			
140	321, 600	379, 100			
141	322, 000	379, 600			
142	322, 300				
143	322, 600				
144	322, 900				
145	323, 300				
146	323, 600				
147	323, 800				
148	324, 100				
149	324, 500				
150	324, 800				
151	325, 100				
152	325, 300				

153	325, 600				
154	325, 900				
155	326, 200				
156	326, 500				
157	326, 700				
再雇用職員	236, 600	283, 800	294, 800	316, 800	401, 000

備考 教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

イ 教育職本給表(一)その2

号給	本給月額	大学卒業後の経験年数
1	329, 000	0 年以上～2 年未満
2	370, 000	2 年以上～7 年未満
3	410, 000	7 年以上～12 年未満
4	447, 000	12 年以上～19 年未満
5	483, 000	19 年以上～26 年未満
6	520, 000	26 年以上～32 年未満
7	545, 000	32 年以上

備考 外国人研究員に適用する。

大学卒業後の経験年数の算出については、別に定める。

ロ 教育職本給表(二)

号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	177, 200	219, 700	337, 600	418, 700
2	178, 700	221, 400	339, 600	420, 500
3	180, 300	222, 900	341, 600	422, 300
4	181, 800	224, 400	343, 600	423, 900
5	183, 400	226, 100	345, 600	425, 400
6	185, 300	227, 400	347, 200	426, 900
7	187, 100	228, 600	348, 800	428, 700
8	189, 000	229, 900	350, 300	430, 500
9	190, 700	231, 600	351, 800	432, 200
10	192, 800	233, 300	353, 800	434, 000
11	194, 800	235, 000	355, 800	435, 900
12	196, 800	236, 600	357, 700	437, 700
13	198, 800	238, 100	359, 600	439, 400
14	200, 900	240, 100	361, 500	441, 300
15	203, 000	242, 000	363, 300	443, 100
16	205, 100	243, 900	364, 900	445, 000
17	207, 300	245, 600	366, 500	446, 700
18	209, 400	248, 000	368, 300	448, 500
19	211, 600	250, 400	370, 100	450, 300
20	213, 500	252, 800	371, 900	452, 100
21	215, 700	255, 200	373, 500	453, 700

22	217, 300	257, 600	375, 400	455, 400
23	218, 800	259, 900	377, 100	457, 300
24	220, 300	262, 100	378, 800	459, 000
25	221, 800	264, 300	380, 100	460, 700
26	223, 000	266, 500	381, 900	462, 300
27	224, 200	268, 900	383, 700	463, 900
28	225, 500	271, 000	385, 600	465, 400
29	226, 800	273, 300	387, 400	466, 900
30	228, 300	275, 600	389, 200	468, 200
31	229, 900	277, 800	391, 100	469, 500
32	231, 300	279, 900	393, 000	470, 800
33	232, 700	282, 000	394, 600	472, 000
34	234, 400	284, 200	396, 300	472, 700
35	236, 200	286, 300	397, 900	473, 400
36	237, 700	288, 200	399, 600	474, 100
37	239, 100	290, 300	400, 800	474, 700
38	240, 600	292, 000	402, 200	
39	242, 100	293, 800	403, 600	
40	243, 600	295, 500	405, 000	
41	245, 000	296, 800	406, 600	
42	246, 300	298, 800	408, 000	
43	247, 500	300, 700	409, 300	
44	248, 600	302, 700	410, 700	
45	249, 700	304, 700	412, 100	
46	250, 900	306, 800	413, 400	
47	252, 100	309, 000	414, 900	
48	253, 100	311, 200	416, 400	
49	254, 200	313, 300	418, 000	
50	255, 500	315, 600	419, 400	
51	256, 700	317, 800	421, 000	
52	258, 000	319, 900	422, 500	
53	259, 100	322, 000	424, 200	
54	260, 300	323, 500	425, 700	
55	261, 600	325, 000	427, 300	
56	262, 600	326, 500	428, 900	
57	263, 700	328, 200	430, 400	
58	264, 400	330, 200	431, 900	
59	265, 400	332, 200	433, 100	
60	266, 400	334, 100	434, 300	
61	267, 300	335, 900	435, 500	
62	268, 100	337, 900	436, 800	

63	268, 900	339, 900	438, 100	
64	269, 700	341, 800	439, 300	
65	270, 800	343, 500	440, 500	
66	272, 100	345, 500	441, 700	
67	273, 400	347, 500	442, 900	
68	274, 700	349, 500	444, 100	
69	275, 900	351, 300	445, 300	
70	277, 100	353, 200	446, 500	
71	278, 300	355, 100	447, 700	
72	279, 500	357, 000	448, 900	
73	280, 500	358, 600	450, 000	
74	281, 500	360, 500	450, 600	
75	282, 500	362, 300	451, 100	
76	283, 400	364, 200	451, 600	
77	284, 300	366, 000	452, 100	
78	285, 200	367, 700		
79	286, 100	369, 300		
80	287, 000	370, 900		
81	287, 800	372, 300		
82	288, 900	373, 800		
83	289, 900	375, 200		
84	290, 900	376, 500		
85	291, 900	377, 600		
86	292, 900	379, 000		
87	293, 900	380, 400		
88	294, 900	381, 700		
89	296, 000	382, 900		
90	297, 100	384, 200		
91	298, 200	385, 300		
92	299, 200	386, 500		
93	299, 700	387, 700		
94	300, 700	388, 800		
95	301, 800	390, 000		
96	303, 000	391, 200		
97	304, 000	392, 600		
98	305, 100	393, 600		
99	306, 100	394, 600		
100	307, 100	395, 600		
101	307, 900	396, 500		
102	309, 000	397, 500		
103	310, 000	398, 600		

104	311, 000	399, 700		
105	311, 600	400, 400		
106	312, 500	401, 300		
107	313, 300	402, 200		
108	314, 100	403, 100		
109	314, 800	403, 900		
110	315, 200	404, 800		
111	315, 600	405, 600		
112	316, 100	406, 400		
113	316, 600	407, 000		
114	317, 000	407, 700		
115	317, 500	408, 400		
116	317, 900	409, 100		
117	318, 400	409, 700		
118	318, 900	410, 200		
119	319, 300	410, 600		
120	319, 800	411, 000		
121	320, 300	411, 300		
122	320, 700	411, 600		
123	321, 200	411, 900		
124	321, 700	412, 100		
125	322, 300	412, 300		
126	322, 600	412, 600		
127	322, 900	412, 900		
128	323, 200	413, 100		
129	323, 400	413, 300		
130	323, 700	413, 600		
131	324, 000	413, 900		
132	324, 300	414, 100		
133	324, 500	414, 300		
134	324, 700	414, 600		
135	324, 900	414, 900		
136	325, 200	415, 100		
137	325, 500	415, 300		
138	325, 700	415, 600		
139	326, 000	415, 900		
140	326, 300	416, 100		
141	326, 500	416, 300		
142	326, 700	416, 600		
143	327, 000	416, 900		
144	327, 200	417, 100		

145	327, 500	417, 300		
146	327, 700			
147	328, 000			
148	328, 300			
149	328, 500			
150	328, 700			
151	329, 000			
152	329, 300			
153	329, 500			
再雇用職員	235, 000	275, 300	332, 200	416, 600

備考

- (1) 学校教育学類附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職本給表(三)

号給	1級	2級	3級	4級
1	177, 200	193, 400	303, 200	408, 500
2	178, 700	195, 500	305, 800	410, 000
3	180, 300	197, 600	308, 600	411, 500
4	181, 800	199, 800	311, 000	412, 900
5	183, 400	201, 900	313, 300	414, 200
6	185, 300	204, 000	315, 400	415, 600
7	187, 100	206, 100	317, 500	417, 000
8	189, 000	208, 200	319, 600	418, 400
9	190, 700	210, 400	321, 600	419, 800
10	192, 800	212, 800	323, 800	421, 200
11	194, 800	215, 100	326, 100	422, 600
12	196, 800	217, 300	328, 400	423, 900
13	198, 800	219, 700	330, 600	425, 200
14	200, 900	221, 400	332, 400	426, 600
15	203, 000	222, 900	334, 200	428, 000
16	205, 100	224, 400	335, 900	429, 400
17	207, 300	226, 100	337, 600	430, 600
18	209, 400	227, 400	339, 600	431, 900
19	211, 600	228, 600	341, 600	433, 100
20	213, 500	229, 900	343, 600	434, 400
21	215, 700	231, 600	345, 600	435, 500
22	217, 300	233, 300	347, 200	436, 700
23	218, 800	235, 000	348, 800	438, 000
24	220, 300	236, 600	350, 300	439, 300

25	221, 800	238, 100	351, 800	440, 600
26	222, 900	240, 100	353, 600	441, 800
27	224, 000	242, 000	355, 300	442, 800
28	225, 200	243, 900	357, 000	443, 900
29	226, 700	245, 600	358, 600	445, 100
30	228, 200	248, 000	360, 200	445, 900
31	229, 700	250, 400	361, 800	446, 700
32	231, 200	252, 800	363, 300	447, 600
33	232, 500	255, 200	364, 600	448, 500
34	234, 100	257, 600	366, 100	449, 000
35	235, 800	259, 900	367, 600	449, 500
36	237, 200	262, 100	369, 300	450, 000
37	238, 500	264, 300	371, 000	450, 500
38	239, 900	266, 500	372, 500	
39	241, 300	268, 900	373, 800	
40	242, 700	271, 000	375, 200	
41	244, 000	273, 300	376, 300	
42	245, 300	275, 600	377, 700	
43	246, 500	277, 800	379, 100	
44	247, 800	279, 900	380, 600	
45	249, 100	282, 000	382, 000	
46	250, 400	284, 200	383, 600	
47	251, 600	286, 300	385, 100	
48	252, 700	288, 200	386, 600	
49	253, 800	290, 300	387, 900	
50	255, 100	292, 000	389, 400	
51	256, 400	293, 800	390, 800	
52	257, 400	295, 500	392, 100	
53	258, 500	296, 800	393, 300	
54	259, 900	298, 800	394, 600	
55	260, 900	300, 700	395, 700	
56	261, 900	302, 700	396, 800	
57	262, 900	304, 700	398, 000	
58	263, 900	306, 800	399, 200	
59	264, 900	309, 000	400, 400	
60	265, 900	311, 200	401, 600	
61	266, 800	313, 300	402, 700	
62	267, 500	315, 600	403, 700	
63	268, 200	317, 800	405, 000	
64	268, 800	319, 900	406, 200	
65	269, 500	322, 000	407, 400	

66	270, 700	323, 500	408, 500	
67	271, 800	325, 000	409, 600	
68	272, 900	326, 500	410, 700	
69	274, 200	328, 200	411, 700	
70	275, 600	330, 200	412, 900	
71	276, 800	332, 200	414, 100	
72	278, 000	334, 100	415, 300	
73	278, 800	335, 900	415, 900	
74	279, 700	337, 900	416, 700	
75	280, 700	339, 800	417, 400	
76	281, 700	341, 700	417, 900	
77	282, 600	343, 400	418, 200	
78	283, 600	345, 200	418, 600	
79	284, 700	346, 900	419, 000	
80	285, 500	348, 600	419, 400	
81	286, 300	350, 400	419, 700	
82	287, 100	352, 100	420, 100	
83	287, 900	353, 500	420, 500	
84	288, 700	355, 100	420, 800	
85	289, 600	356, 300	421, 100	
86	290, 400	357, 900	421, 500	
87	291, 100	359, 400	421, 900	
88	291, 900	360, 900	422, 200	
89	292, 800	362, 200	422, 500	
90	293, 700	363, 500	422, 800	
91	294, 600	364, 800	423, 100	
92	295, 300	366, 200	423, 300	
93	295, 600	367, 600	423, 500	
94	296, 300	368, 900		
95	297, 000	370, 100		
96	297, 700	371, 200		
97	298, 400	372, 200		
98	299, 200	373, 200		
99	300, 000	374, 200		
100	300, 700	375, 100		
101	301, 400	375, 900		
102	301, 800	376, 900		
103	302, 200	377, 800		
104	302, 600	378, 700		
105	302, 800	379, 500		
106	303, 100	380, 400		

107	303, 400	381, 300		
108	303, 600	382, 200		
109	303, 800	383, 000		
110	304, 000	384, 000		
111	304, 300	384, 900		
112	304, 600	385, 800		
113	304, 800	386, 400		
114	305, 000	387, 300		
115	305, 200	388, 200		
116	305, 500	389, 100		
117	305, 800	389, 900		
118	306, 000	390, 600		
119	306, 300	391, 400		
120	306, 600	392, 200		
121	306, 800	392, 800		
122	307, 000	393, 600		
123	307, 200	394, 300		
124	307, 500	395, 000		
125	307, 800	395, 600		
126		396, 300		
127		396, 800		
128		397, 400		
129		398, 100		
130		398, 700		
131		399, 200		
132		399, 700		
133		400, 000		
134		400, 300		
135		400, 600		
136		400, 900		
137		401, 200		
138		401, 500		
139		401, 800		
140		402, 100		
141		402, 400		
142		402, 700		
143		403, 000		
144		403, 300		
145		403, 500		
146		403, 800		
147		404, 100		

148		404, 300		
149		404, 500		
150		404, 800		
151		405, 100		
152		405, 300		
153		405, 500		
154		405, 800		
155		406, 100		
156		406, 300		
157		406, 500		
再雇用職員	226, 200	272, 100	325, 500	406, 600

備考

- (1) 学校教育学類附属の幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- (3) 医療職本給表

イ 医療職本給表(一)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	167, 200	202, 800	236, 100	258, 800	287, 400	330, 400	373, 400	438, 600
2	168, 600	204, 400	237, 400	259, 900	289, 200	332, 400	376, 000	441, 200
3	170, 000	205, 900	238, 700	261, 100	291, 200	334, 300	378, 600	443, 700
4	171, 400	207, 300	239, 900	262, 200	293, 100	336, 200	381, 200	446, 300
5	172, 700	208, 800	241, 100	263, 400	294, 900	338, 000	383, 500	448, 700
6	174, 500	210, 000	242, 300	264, 600	296, 900	340, 000	386, 200	451, 200
7	176, 200	211, 200	243, 400	265, 700	298, 700	342, 000	388, 800	453, 700
8	177, 800	212, 400	244, 500	266, 700	300, 600	344, 000	391, 500	456, 200
9	179, 400	213, 800	245, 400	267, 800	302, 400	345, 800	393, 600	458, 600
10	181, 100	215, 300	246, 500	268, 500	304, 000	347, 900	395, 800	461, 000
11	182, 700	216, 800	247, 800	269, 200	305, 500	349, 900	398, 000	463, 600
12	184, 600	218, 300	248, 900	270, 000	307, 100	351, 900	400, 200	466, 000
13	186, 000	219, 700	250, 200	271, 000	308, 800	353, 400	402, 200	468, 500
14	187, 800	221, 200	251, 400	272, 000	310, 700	355, 400	404, 200	470, 000
15	189, 800	222, 700	252, 600	273, 000	312, 700	357, 300	406, 200	471, 300
16	191, 600	224, 200	253, 800	274, 100	314, 500	359, 300	408, 200	472, 600
17	193, 500	225, 500	254, 600	275, 300	316, 300	361, 100	410, 000	473, 800
18	194, 700	226, 800	255, 800	276, 800	318, 200	363, 100	411, 900	475, 100
19	196, 200	228, 200	256, 900	278, 400	320, 100	365, 100	413, 800	476, 400
20	197, 600	229, 500	258, 000	280, 000	321, 900	367, 000	415, 600	477, 700
21	198, 800	230, 600	259, 200	281, 500	323, 700	368, 700	417, 400	478, 900
22	200, 300	231, 700	260, 000	283, 100	325, 600	370, 700	419, 000	480, 300

23	201, 700	232, 800	260, 800	284, 700	327, 400	372, 700	420, 600	481, 700
24	203, 000	233, 900	261, 600	286, 300	329, 300	374, 700	422, 100	482, 900
25	204, 600	235, 000	262, 500	287, 900	331, 000	376, 100	423, 600	484, 300
26	205, 600	236, 200	263, 500	289, 400	332, 900	377, 900	424, 900	485, 600
27	206, 700	237, 400	264, 500	290, 900	334, 800	379, 700	426, 200	487, 000
28	207, 800	238, 500	265, 500	292, 500	336, 600	381, 400	427, 500	488, 400
29	209, 000	239, 500	266, 700	293, 800	337, 900	383, 100	428, 800	489, 800
30	210, 100	240, 800	268, 200	295, 300	339, 700	384, 600	430, 000	490, 900
31	211, 200	242, 200	269, 700	296, 800	341, 400	386, 100	431, 200	492, 000
32	212, 300	243, 400	271, 000	298, 300	343, 200	387, 600	432, 300	493, 100
33	213, 700	244, 400	272, 200	299, 800	344, 900	388, 900	433, 500	494, 200
34	215, 000	245, 700	273, 800	301, 400	346, 700	390, 200	434, 700	495, 100
35	216, 300	246, 600	275, 300	303, 000	348, 500	391, 500	435, 900	496, 000
36	217, 500	247, 800	276, 800	304, 600	350, 300	392, 600	437, 100	496, 900
37	218, 500	249, 000	278, 100	305, 900	351, 900	393, 700	438, 400	497, 900
38	219, 500	250, 100	279, 500	307, 500	353, 600	394, 800	439, 200	
39	220, 500	251, 100	280, 800	309, 000	355, 200	395, 900	439, 600	
40	221, 500	252, 100	282, 100	310, 500	356, 800	397, 000	440, 300	
41	222, 400	253, 000	283, 200	312, 100	358, 000	397, 800	440, 800	
42	223, 200	253, 800	284, 600	313, 700	359, 100	398, 600	441, 200	
43	224, 000	254, 600	286, 000	315, 300	360, 300	399, 400	441, 600	
44	224, 900	255, 400	287, 300	316, 800	361, 500	400, 200	442, 000	
45	225, 800	256, 200	288, 600	317, 700	362, 500	400, 600	442, 400	
46	226, 700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300	401, 200	442, 800	
47	227, 600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300	401, 700	443, 200	
48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100	443, 500	
49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500	443, 800	
50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400	402, 800	444, 200	
51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100	444, 500	
52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400	444, 800	
53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700	445, 100	
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000		
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300		
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600		
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900		
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200		
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500		
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900		
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100		
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400		
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700		

64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000		
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200		
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900			
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600			
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200			
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600			
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100			
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600			
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100			
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700			
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200			
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800			
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400			
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900			
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400			
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900			
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400			
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700			
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200			
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600			
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000			
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400			
86		290, 700	326, 500	347, 300				
87		290, 900	326, 700	347, 600				
88		291, 100	327, 000	347, 900				
89		291, 500	327, 400	348, 300				
90		291, 700	327, 800	348, 600				
91		291, 900	328, 200	349, 000				
92		292, 100	328, 600	349, 300				
93		292, 500	328, 900	349, 700				
94		292, 700	329, 100	350, 000				
95		292, 900	329, 500	350, 300				
96		293, 200	329, 800	350, 600				
97		293, 500	330, 000	350, 900				
98		293, 700	330, 300	351, 300				
99		293, 900	330, 600	351, 700				
100		294, 200	330, 900	352, 100				
101		294, 500	331, 100	352, 600				
102		294, 700	331, 400	353, 000				
103		294, 900	331, 800	353, 400				
104		295, 200	332, 000	353, 800				

105		295, 500	332, 200	354, 300				
106			332, 400					
107			332, 800					
108			333, 000					
109			333, 200					
110			333, 600					
111			334, 000					
112			334, 400					
113			334, 600					
再雇用職員	189, 700	216, 300	244, 500	257, 900	283, 100	323, 900	366, 200	427, 900

備考 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、病理細菌技術職員、臨床工学技士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、救急救命士及びその他医療技術職員に適用する。

口 医療職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	183, 500	211, 000	253, 600	272, 400	293, 800	332, 800	376, 100
2	184, 900	212, 900	255, 000	273, 300	295, 300	334, 800	378, 700
3	186, 400	214, 900	256, 500	274, 100	296, 900	336, 800	381, 400
4	187, 800	216, 800	257, 900	274, 900	298, 500	338, 800	384, 000
5	189, 300	218, 800	259, 100	275, 400	299, 800	340, 800	386, 200
6	190, 800	220, 600	259, 900	276, 300	301, 500	342, 900	388, 400
7	192, 300	222, 400	260, 700	277, 000	303, 100	344, 900	390, 700
8	193, 800	224, 100	261, 400	277, 900	304, 700	346, 900	393, 000
9	195, 000	225, 800	262, 100	278, 800	306, 300	348, 400	394, 900
10	196, 700	227, 200	262, 800	279, 400	307, 700	350, 400	397, 000
11	198, 300	228, 500	263, 600	280, 300	308, 900	352, 300	399, 200
12	199, 800	229, 400	264, 300	281, 200	310, 200	354, 300	401, 400
13	201, 200	230, 800	265, 100	282, 100	311, 400	356, 200	403, 300
14	203, 200	231, 800	266, 000	283, 000	313, 000	358, 200	405, 300
15	205, 300	232, 800	266, 800	283, 900	314, 600	360, 200	407, 400
16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200	409, 400
17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100	411, 400
18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100	413, 600
19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200	415, 800
20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200	417, 900
21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900	419, 800
22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000	421, 700
23	220, 700	243, 100	272, 700	292, 800	326, 400	376, 100	423, 500
24	222, 400	244, 500	273, 500	294, 000	327, 800	378, 100	425, 400
25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380, 000	427, 100
26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381, 600	428, 700

27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400	430, 400
28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200	432, 000
29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900	433, 300
30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600	434, 600
31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500	436, 200
32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200	437, 700
33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900	439, 400
34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600	441, 000
35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400	442, 400
36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100	443, 800
37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700	444, 900
38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400	446, 200
39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200	447, 500
40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000	448, 900
41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500	449, 900
42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000	450, 600
43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500	451, 400
44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	411, 800	452, 000
45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900	452, 900
46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000	453, 600
47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100	454, 400
48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300	455, 200
49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600	455, 900
50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500	418, 700	456, 600
51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900	457, 300
52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421, 000	458, 100
53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200	458, 900
54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200	459, 700
55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300	460, 400
56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400	461, 100
57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200	426, 500	461, 900
58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000	
59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600	
60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000	
61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600	428, 600	
62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100	
63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500	
64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000	430, 000	
65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500	
66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900	
67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200	

68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500		
69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900		
70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100			
71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800			
72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400			
73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100			
74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600			
75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200			
76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700			
77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100			
78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700			
79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200			
80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500			
81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800			
82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300			
83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700			
84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000			
85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300			
86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800			
87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300			
88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700			
89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000			
90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400			
91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900			
92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300			
93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700			
94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500				
95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900				
96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200				
97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800				
98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300				
99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800				
100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300				
101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900				
102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400				
103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900				
104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300				
105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900				
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400				
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900				
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400				

109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000				
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400				
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900				
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400				
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000				
114	295, 000	325, 900	358, 700					
115	295, 300	326, 300	359, 200					
116	295, 500	326, 600	359, 600					
117	295, 800	326, 800	360, 000					
118	296, 100	327, 100	360, 400					
119	296, 400	327, 500	360, 900					
120	296, 700	327, 700	361, 400					
121	297, 000	327, 900	361, 800					
122	297, 400	328, 200	362, 300					
123	297, 700	328, 500	362, 800					
124	298, 100	328, 800	363, 300					
125	298, 300	329, 000	363, 600					
126	298, 500	329, 300						
127	298, 800	329, 700						
128	299, 200	329, 900						
129	299, 400	330, 100						
130	299, 700	330, 300						
131	300, 100	330, 700						
132	300, 500	330, 900						
133	300, 700	331, 200						
134	301, 000	331, 600						
135	301, 400	332, 000						
136	301, 700	332, 400						
137	301, 900	332, 700						
138	302, 200	333, 100						
139	302, 600	333, 500						
140	302, 900	333, 900						
141	303, 100	334, 200						
142	303, 500	334, 600						
143	303, 900	334, 900						
144	304, 200	335, 300						
145	304, 400	335, 600						
146	304, 600	336, 000						
147	304, 900	336, 400						
148	305, 300	336, 800						
149	305, 500	337, 100						

150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						
再雇用職員	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2(第6条関係)

初任給基準表

(1) 一般職本給表(一)初任給基準表

選考		学歴免許等	初任給
採用試験	国立大学法人等職員採用試験又は国家公務員採用一般職試験(大卒)	大学卒	1級25号給
	国家公務員採用一般職試験(高卒)	高校卒	1級5号給
その他		高校卒	1級1号給

(2) 一般職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号給
	中学卒	1級9号給

(3) 教育職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

助教	博士課程修了(大学6卒後の4年の課程に限る。)	2級37号給
助手	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学6卒	
	大学卒	2級1号給

(4) 教育職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
養護教諭	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級9号給

(5) 教育職本給表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級43号給
	修士課程修了	2級25号給
養護教諭	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

(6) 医療職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士	大学卒	2級1号給
作業療法士	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校4卒	1級7号給

歯科技工士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
救急救命士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
その他	高校卒	1級1号給

(7) 医療職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級11号給
	短大3卒	2級5号給
保健師	短大3卒	2級5号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第3 削除

別表第4(第9条関係)

昇給号給数表

(1) 教育職本給表(一)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
特定職員(55歳未満の者)	8	6	3	2	0
一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	8	6	4	2	0
55歳以上60歳未満の職員	4	3	2	1	0
60歳以上の職員	2	1	0	0	0

備考 表中の「55歳未満」及び「60歳未満」とは、当該年齢の誕生日が昇給日後のものを、「55歳以上」及び「60歳以上」とは、当該年齢の誕生日が昇給日以前のものをいう。(以下の(2)及び(3)の年齢において準用する。)

(2) 教育職本給表(一)以外(一般職本給表(二)を除く。)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
特定職員(55歳未満の者)	8	6	3	2	0
一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	8	6	4	2	0

55歳以上 57歳未満 の職員	4	3	2	1	0
57歳以上の職員	2	1	0	0	0

(3) 一般職本給表(二)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
57歳未満の職員	8	6	4	2	0
57歳以上の職員	2	1	0	0	0

別表第5(第13条関係)

管理職手当額表

職務区分	本給表	金額(円)	備考
I 種	般(一)	94,000	ただし、再雇用職員にあっては、79,800円とする。
	教(一)	107,000	
	医(二)	88,000	ただし、再雇用職員にあっては、75,800円とする。
II 種	般(一)	73,000	ただし、再雇用職員にあっては、56,200円とする。
	教(一)	94,000	
	教(二)	74,000	
	教(三)	71,000	
	医(一)	69,000	ただし、再雇用職員にあっては、51,000円とする。
	医(二)	69,000	ただし、再雇用職員にあっては、51,000円とする。
III 種	般(一)	62,000	ただし、再雇用職員にあっては、56,200円とする。
	教(一)	80,000	
	教(二)	68,000	
	教(三)	65,000	
	医(二)	59,000	ただし、再雇用職員にあっては、44,200円とする。
IV 種	般(一)	50,000	ただし、再雇用職員にあっては、36,900円とする。
	教(一)	60,000	
	教(二)	57,000	
		33,000	教職調整額受給者
	教(三)	54,000	
		33,000	教職調整額受給者
V 種	教(一)	50,000	
VI 種	教(一)	40,000	
VII 種	教(一)	30,000	

別表第6(第24条関係)

適用区分表及び調整基本額表

(1) 適用区分表

職員区分	調整数
① 教授、准教授、講師(常勤の者に限る。)又は助教で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程後期を担当する者で主任として学生(医学を履修する4年の博士課程にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上)に対する研究指導に従事するもの	3
② 大学院担当教員のうち、主任として学生に対する研究指導に従事する者(前号に掲げる者を除く。)	2
③ 大学院担当教員のうち、大学院研究科において、講義、演習、実験・実習を年度を通じて併せて2単位以上担当する者	1
④ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教	1
⑤ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者(附属病院の職員を除く。)	1
⑥ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを主たる職務内容とする職員(附属病院の職員及び教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑧ 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭及び養護教諭(授業を担当し、児童、児童又は生徒に直接接することを常態とする教頭を含む。)	1
⑨ 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら収容する病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手(一般職(二)本給表適用者に限る。)	3
⑩ 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。), 副看護師長, 看護師, 准看護師及び看護助手(医療職(二)本給表適用者に限る。)	2
⑪ 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
⑫ 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及びその助手	2
⑬ 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその業務補助を行うことを常例とする診療放射線技術者助手	2
⑭ 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長、副看護師長、看護師、准看護師、助産師及び看護助手	1
⑮ 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
⑯ 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあっては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命	1

じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員	
⑯ 患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とする医療ソーシャルワーカー	1
⑰ 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2

(2) 調整基本額表

イ 一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ハ 教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

ニ 教育職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,200円
4級	13,100円

ホ 教育職本給表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,400円

2級	11,000円
3級	11,800円
4級	12,700円

～ 医療職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ト 医療職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7(第25条関係)

初任給調整手当

期間の区分	金額
1年未満	51,100円
1年以上2年未満	51,100円
2年以上3年未満	51,100円
3年以上4年未満	51,100円
4年以上5年未満	51,100円
5年以上6年未満	51,100円
6年以上7年未満	49,300円
7年以上8年未満	47,500円
8年以上9年未満	45,700円
9年以上10年未満	43,900円
10年以上11年未満	42,100円
11年以上12年未満	40,300円
12年以上13年未満	38,500円
13年以上14年未満	36,700円

14年以上 15年未満	35,300円
15年以上 16年未満	33,900円
16年以上 17年未満	32,500円
17年以上 18年未満	31,100円
18年以上 19年未満	29,700円
19年以上 20年未満	28,300円
20年以上 21年未満	26,900円
21年以上 22年未満	26,300円
22年以上 23年未満	25,700円
23年以上 24年未満	24,700円
24年以上 25年未満	24,100円
25年以上 26年未満	23,500円
26年以上 27年未満	22,900円
27年以上 28年未満	22,300円
28年以上 29年未満	21,500円
29年以上 30年未満	21,200円
30年以上 31年未満	20,800円
31年以上 32年未満	20,200円
32年以上 33年未満	19,300円
33年以上 34年未満	18,400円
34年以上 35年未満	17,700円

別表第8(第26条関係)

義務教育等教員特別手当

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位:円)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1~4	2,000	2,500	3,100	3,800
5~8	2,000	2,600	3,200	3,900
9~12	2,100	2,800	3,400	4,100
13~16	2,200	2,900	3,500	4,200
17~20	2,300	3,000	3,700	4,400
21~24	2,400	3,200	3,900	4,600
25~28	2,600	3,300	4,000	4,700
29~32	2,700	3,500	4,100	4,800
33~36	2,800	3,700	4,300	5,000
37~40	2,900	3,800	4,400	5,100
41~44	3,100	4,100	4,600	5,200

45～48	3,200	4,300	6,800	
49～52	3,300	4,500	6,900	
53～56	3,400	4,800	7,000	
57～60	3,500	4,900	7,100	
61～64	3,600	5,100	7,200	
65～68	3,700	5,300	7,300	
69～72	3,800	5,400	7,400	
73～76	3,900	5,500	7,500	
77～80	4,000	5,600	7,500	
81～84	4,100	5,800		
85～88	4,100	5,900		
89～92	4,200	6,100		
93～96	4,300	6,200		
97～100	4,400	6,300		
101～104	4,400	6,400		
105～108	4,500	6,500		
109～112	4,500	6,600		
113～116	4,600	6,700		
117～120	4,700	6,800		
121～124	4,700	6,900		
125～128	4,800	6,900		
129～132	4,900	6,900		
133～136	4,900	7,000		
137～140	4,900	7,100		
141～144	5,000	7,100		
145～148	5,100	7,100		
149～153	5,100			

(2) 教育職本給表(三)の適用を受ける者

(単位 : 円)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1～4	2,000	2,100	4,200	6,800
5～8	2,000	2,300	4,400	6,900
9～12	2,100	2,400	4,500	7,100
13～16	2,200	2,500	4,900	7,200
17～20	2,300	2,600	5,100	7,400
21～24	2,400	2,800	5,200	7,500
25～28	2,600	2,900	5,400	7,600
29～32	2,700	3,000	5,500	7,700
33～36	2,800	3,200	5,700	7,900

37～40	2,900	3,300	5,900	8,000
41～44	3,100	3,500	6,000	
45～48	3,200	3,700	6,100	
49～52	3,300	3,800	6,300	
53～56	3,400	4,100	6,400	
57～60	3,500	4,300	6,600	
61～64	3,600	4,500	6,800	
65～68	3,700	4,800	6,900	
69～72	3,800	4,900	7,000	
73～76	3,900	5,100	7,100	
77～80	4,000	5,300	7,200	
81～84	4,100	5,400	7,300	
85～88	4,100	5,500	7,400	
89～92	4,200	5,600	7,500	
93～96	4,300	5,800	7,500	
97～100	4,400	5,900		
101～104	4,400	6,100		
105～108	4,500	6,200		
109～112	4,500	6,300		
113～116	4,600	6,400		
117～120	4,700	6,500		
121～124	4,700	6,600		
125～128	4,800	6,700		
129～132		6,800		
133～144		6,900		
145～148		7,000		
149～157		7,100		

別表第9(第30条関係)

期末手当

(1) 役職段階別加算

1) 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職(一)	10級・9級・8級の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級の職員	100分の5
	3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

2) 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
教育職 (一)	5級の職員	100分の15(別に定める職員にあっては 100分の20)
	4級の職員	100分の10(別に定める職員にあっては 100分の15)
	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職 (二)	4級の職員	100分の15
教育職 (三)	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の10(別に定める職員に限る。) 100分の5

3) 医療職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
医療職(一)	8級・7級・6級の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(二)	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

(2) 管理職の地位にある職員の本給月額の割増率

1) 一般職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
一般職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10

2) 教育職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
教育職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10

3) 医療職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
医療職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10
	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6箇月	100分の100

5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

別表第10(第31条関係)

勤勉手当

(1) 成績率

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	166%	142%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	142%	116.5%
勤務成績が良好な職員	118.5%	98.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区分	割合	
	6ヶ月	12ヶ月
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手當に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	54.5%	54.5%
勤務成績が良好な職員	46.75%	46.75%
就業規則第73条の規定による訓告又は厳重注意を受けた職員	35%	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%	20%

(2) 勤務期間別支給割合

勤務期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60

3箇月以上 3箇月 15日未満	100分の 50
2箇月 15日以上 3箇月未満	100分の 40
2箇月以上 2箇月 15日未満	100分の 30
1箇月 15日以上 2箇月未満	100分の 20
1箇月以上 1箇月 15日未満	100分の 15
15日以上 1箇月未満	100分の 10
15日未満	100分の 5
0日	0